

平成30年かすみがうら市議会第1回定例会

市長提出議案集

平成30年3月1日提出

かすみがうら市

目 次

1. 報告第 1 号 専決処分事項の報告について
 〈損害賠償の額の決定及び和解〉 …………… 1
2. 議案第 1 号 かすみがうら市廃棄物減量等推進審議会条例の制定について【新規制定】 …………… 3
3. 議案第 2 号 かすみがうら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について【新規制定】 …………… 6
4. 議案第 3 号 公職選挙法の一部を改正する法律及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について【一部改正】 …………… 11
5. 議案第 4 号 かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】 …………… 13
6. 議案第 5 号 かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】 …………… 15
7. 議案第 6 号 かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】 …………… 17
8. 議案第 7 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】 …………… 19
9. 議案第 8 号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】 …………… 22

10. 議案第 9 号	かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について【一部改正】	……………	24
11. 議案第 10 号	かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定に ついて【一部改正】	……………	39
12. 議案第 11 号	かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のた めの固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する 条例の制定について【一部改正】	……………	45
13. 議案第 12 号	かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について【一部改正】	……………	47
14. 議案第 13 号	かすみがうら市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正 する条例の制定について【一部改正】	……………	48
15. 議案第 14 号	かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の 制定について【一部改正】	……………	50
16. 議案第 15 号	かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 の制定について【一部改正】	……………	52
17. 議案第 16 号	かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定 について【一部改正】	……………	54
18. 議案第 17 号	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部 を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 の制定について【一部改正】	……………	56
19. 議案第 18 号	かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営 並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的 な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例の制定について【一部改正】	……………	58

20. 議案第 19 号	かすみがうら市同意企業立地重点促進区域における緑地面積率等を定める条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	60
21. 議案第 20 号	かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	62
22. 議案第 21 号	かすみがうら市生産物直売所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	64
23. 議案第 22 号	かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	65
24. 議案第 23 号	かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	67
25. 議案第 24 号	平成 29 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 6 号）	69
26. 議案第 25 号	平成 29 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 7 号）	81
27. 議案第 26 号	平成 29 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	102
28. 議案第 27 号	平成 29 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	109
29. 議案第 28 号	平成 29 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	116
30. 議案第 29 号	平成 29 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）	126

31. 議案第 30 号	平成 29 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)	……………	134
32. 議案第 31 号	平成 30 年度かすみがうら市一般会計予算	……………	(予算書)
33. 議案第 32 号	平成 30 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算	……………	(予算書)
34. 議案第 33 号	平成 30 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算	……………	(予算書)
35. 議案第 34 号	平成 30 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算	……………	(予算書)
36. 議案第 35 号	平成 30 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予 算	……………	(予算書)
37. 議案第 36 号	平成 30 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算	……………	(予算書)
38. 議案第 37 号	平成 30 年度かすみがうら市水道事業会計予算	……………	(予算書)
39. 議案第 38 号	市道路線の認定について	……………	142
40. 議案第 39 号	市道路線の廃止について	……………	145

(参考資料)

○ 付議事件(条例)条文新旧対照表	……………	148~200
・ かすみがうら市廃棄物減量等推進審議会条例 新旧対照表 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例 新旧対照表(附則第 2 項関係)	……………	(148~149)
・ 公職選挙法の一部を改正する法律及び公職選挙法施行令の一部を改正す る政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表		

- かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例 新旧対照表(第 1 条関係) …… (149~150)
- かすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例 新旧対照表(第 2 条関係) …… (150~152)
- ・ かすみがうら市監査委員条例 新旧対照表 …… (152~154)
 - ・ かすみがうら市個人情報保護条例 新旧対照表
かすみがうら市個人情報保護条例 新旧対照表 …… (154~155)
 - かすみがうら市情報公開条例 新旧対照表(附則第 2 条関係) …… (155~156)
 - ・ かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表 …… (156~157)
 - ・ かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表 …… (157~160)
 - ・ かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表
かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表(第 1 条関係) …… (160~161)
かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表(第 2 条関係) …… (161~162)
 - ・ かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表
かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表 (第 1 条関係) …… (162~163)
かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表 (第 2 条関係) …… (163~171)

かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表 (附則第 5 項関係)	………… (171)
かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表 (附則第 6 項関係)	………… (171)
・ かすみがうら市手数料条例 新旧対照表	………… (172~180)
・ かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産 税の特例措置に関する条例 新旧対照表	………… (180~182)
・ かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例 新旧対照表	………… (182~183)
・ かすみがうら市後期高齢者医療に関する条例 新旧対照表	………… (183~184)
・ かすみがうら市国民健康保険条例 新旧対照表 かすみがうら市国民健康保険条例 新旧対照表	………… (184~185)
かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に 関する条例 新旧対照表(附則第 2 項関係)	………… (185~186)
・ かすみがうら市国民健康保険税条例 新旧対照表	………… (187~190)
・ かすみがうら市介護保険条例 新旧対照表	………… (190~192)
・ 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法 律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表 かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営 に関する基準を定める条例 新旧対照表(第 1 条関係)	………… (192~193)

- かすみがうら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 新旧対照表 (第 2 条関係) …… (193)
- ・ かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 新旧対照表 …… (193~196)
 - ・ かすみがうら市同意企業立地重点促進区域における緑地面積率等を定める条例 新旧対照表 …… (196~197)
 - ・ かすみがうら市企業立地促進条例 新旧対照表 …… (197~198)
 - ・ かすみがうら市生産物直売所の設置及び管理に関する条例 新旧対照表 …… (198)
 - ・ かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例 新旧対照表 …… (198~199)
 - ・ かすみがうら市火災予防条例 新旧対照表 …… (200)

報告第1号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

専 決 処 分 書

市道路の管理瑕疵に起因する事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年12月18日

かすみがうら市長 坪 井 透

市道路の管理瑕疵に起因する事故による損害賠償の額の決定及び和解について

- 1 事故発生日時 平成29年11月18日（土） 午後5時45分頃
- 2 事故発生場所 かすみがうら市下稲吉地内 市道6-0013号線
- 3 相手方 (住所) かすみがうら市 [REDACTED]
(氏名) [REDACTED]
- 4 事故の概要 歩車道境界ブロックが破損し、市道にはみ出していたことにより、相手方が運転する車両が市道を走行中、破損部分と接触し、タイヤパンク及び車体のオイルパンが破損した。
- 5 損害賠償と和解の内容
 - (1) 損害賠償額 36,621円
 - (2) 市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、互いに一切の債権債務関係がないことを確認する。

議案第 1 号

かすみがうら市廃棄物減量等推進審議会条例の制定について

かすみがうら市廃棄物減量等推進審議会条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 3 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市廃棄物減量等推進審議会条例

(設置)

第 1 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 7 の規定に基づき、かすみがうら市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量等に関する必要な調査及び審議を行い、意見を取りまとめて市長に答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、12 人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 地域住民組織の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

環境美化委員会 議委員			7,500	37	2,100	12,500	2,100
----------------	--	--	-------	----	-------	--------	-------

」

を

「

環境美化委員会 議委員			7,500	37	2,100	12,500	2,100
廃棄物減量等推 進審議会委員			7,500	37	2,100	12,500	2,100

」

に改める。

議案第 2 号

かすみがうら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

かすみがうら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 3 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 47 条第 1 項第 1 号、第 79 条第 2 項第 1 号並びに第 81 条第 1 項及び第 2 項の規定により、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例で使用する用語は、法及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）で使用する用語の例による。

(指定居宅介護支援事業者の指定)

第 3 条 法第 79 条第 2 項第 1 号の規定により条例で定める者は、法人とする。

(基本方針)

第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正かつ中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

（介護支援専門員の員数）

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに規則で定める員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員（以下単に「介護支援専門員」という。）を置かなければならない。

（管理者）

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに管理者を置かなければならない。

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、規則で定める重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく、指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(基本取扱方針)

第9条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(設備及び備品等)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(秘密保持等)

第11条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門

員その他の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を召集して行う会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ書面により得ておかなければならない。

（居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等）

第12条 指定居宅介護支援事業者及び管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

（苦情への対応）

第13条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情の処理の体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第14条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに、損害賠償を行わなければならない。

(準用)

第15条 第4条から前条までの規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 3 号

公職選挙法の一部を改正する法律及び公職選挙法施行令の一部を
改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に
ついて

公職選挙法の一部を改正する法律及び公職選挙法施行令の一部を改正する政
令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 3 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

公職選挙法の一部を改正する法律及び公職選挙法施行令の一部を
改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動用
自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部改
正)

第 1 条 かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運
動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例
(平成 17 年かすみがうら市条例第 18 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「1 万 5, 3 0 0 円」を「1 万 5, 8 0 0 円」に改め、同
条第 2 号イ中「7, 3 5 0 円」を「7, 5 6 0 円」に改める。

第 8 条中「1, 0 0 0 円」を「1, 0 3 0 円」に改める。

(かすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正)

第2条 かすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例

(平成22年かすみがうら市条例第1号)の一部を次のように改正する。

題名中「かすみがうら市長」を「かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長」に改める。

第1条及び第2条中「かすみがうら市長」を「かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長」に改める。

第4条及び第5条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条中題名、第1条及び第2条の改正規定は、平成31年3月1日以後その期日を告示される選挙から施行する。

議案第4号

かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例

かすみがうら市監査委員条例（平成17年かすみがうら市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「期日等」を「期日の通知」に改め、同条第1項中「監査は、毎年10月に行う」を「監査を行うときは、その期日の7日前までに監査の対象となる機関に通知するものとする」に改め、同条第2項を削る。

第6条を次のように改める。

（臨時監査等の期日の通知）

第6条 監査委員は、法第199条第2項及び第5項の規定による監査を行うときは、その期日の7日前までに監査の対象となる機関に通知するものとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 監査委員は法第199条第7項及び第235条の2第2項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）第27条の2第1項の規定による監査を行うときは、その期日の7日前までに監査の対象となるもの及び関係機関に通知するものとする。ただし、特別の理由があ

ると認めるときは、この限りでない。

第7条中「及び第7項並びに第235条の2第2項」を「、同条第7項及び第235条の2第2項並びに公企法第27条の2第1項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(請願の処理)

第7条の2 監査委員は、法第125条の規定による議会からの請願の送付を受けたときは、90日以内に処理しなければならない。

第9条中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）」を「公企法」に、「60日」を「90日」に改める。

第10条中「60日」を「90日」に改める。

第11条中「本文又は第8項後段」を「若しくは第8項後段又は公企法第34条」に、「30日」を「60日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 5 号

かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 3 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例

かすみがうら市個人情報保護条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる者を含む。）」を「次のいずれかに該当するもの」に改める。

第 2 条第 3 号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同

じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができるので、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条第11号を第13号とし、第4号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

(5) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第9条第2項中「思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(かすみがうら市情報公開条例の一部改正)

第2条 かすみがうら市情報公開条例(平成17年かすみがうら市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第9条第2号中「、特定の個人を識別することができるもの」を「あつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図面若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの」に改める。

議案第 6 号

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 3 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 29 年かすみがうら市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	373,000円
2	421,000円
3	471,000円
4	532,000円
5	607,000円
6	709,000円

7	829,000円
---	----------

第8条第2項中「100分の162.5」を「100分の165」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 7 号

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 0 年 3 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条
例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 2 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 1 3 項とし、
同条第 1 1 項の次に次の 1 項を加える。

1 2 前項の規定により費用弁償の支給を受ける者が高速自動車国道を利用す
ることにより通勤事情の改善に資すると認められる場合は、その利用に係る
料金の 2 分の 1 に相当する額を、前項に規定する額に加算して支給すること
ができる。ただし、1 箇月当たり 2 0, 0 0 0 円を限度とする。

別表第 1 中

「

公民館運営審議			7, 500	37	2, 100	12, 500	2, 100
---------	--	--	--------	----	--------	---------	--------

会委員								
-----	--	--	--	--	--	--	--	--

を

公民館運営審議会委員			7,500	37	2,100	12,500	2,100
消防施設等整備検討委員会委員			7,500	37	2,100	12,500	2,100

に、

消費生活相談員	週4日の勤務		120,000		37	2,100	12,500	2,100
	週4日未満の勤務			7,500	37	2,100	12,500	2,100

を

消費生活相談員	週4日の勤務		120,000		37	2,100	12,500	2,100
	週4日未満の勤務			7,500	37	2,100	12,500	2,100
土木技術指導員			8,750	37	2,100	12,500	2,100	

に改め、同表備考第9中「学校生活相談員」の次に「及び土木技術指導員」を加える。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第5条関係）

職名	区分（片道距離）	日額	月限度額
生活保護相談員、生活	2キロメートル以上5	円	円

保護就労支援員、主任 介護支援専門員、介護 支援専門員、主任家庭 児童相談員、家庭児童 相談員、母子・父子自 立支援員、ハートフル 相談員、環境保全監視 員、消費生活相談員、 土木技術指導員、学校 生活相談員及び社会教 育指導員、社会教育指 導員及び小中学校非常 勤講師	キロメートル未満	100	2,000
	5キロメートル以上1 0キロメートル未満	200	4,200
	10キロメートル以上 15キロメートル未満	340	7,100
	15キロメートル以上 20キロメートル未満	480	10,000
	20キロメートル以上 25キロメートル未満	610	12,900
	25キロメートル以上 30キロメートル未満	750	15,800
	30キロメートル以上 35キロメートル未満	890	18,700
	35キロメートル以上 40キロメートル未満	1,030	21,600
	40キロメートル以上 45キロメートル未満	1,160	24,400
	45キロメートル以上 50キロメートル未満	1,250	26,200
	50キロメートル以上 55キロメートル未満	1,330	28,000
	55キロメートル以上 60キロメートル未満	1,420	29,800
	60キロメートル以上	1,500	31,600

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第8号

かすみがうら市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 かすみがうら市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 かすみがうら市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のかすみがうら市特別職の職員で常勤のもの

給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前のかすみがうら市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第9号

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

平成30年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 かすみがうら市職員の給与に関する条例（平成17年かすみがうら市
条例第46号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の85」を「6月に支給する場合にお
いては100分の85、12月に支給する場合においては100分の95」
に改め、同項第2号中「100分の40」を「6月に支給する場合におい
ては100分の40、12月に支給する場合においては100分の45」に改
める。

附則第10項中「100分の1.275」を「6月に支給する場合におい
ては100分の1.275、12月に支給する場合においては100分の1.
425」に、「100分の85」を「6月に支給する場合においては100
分の85、12月に支給する場合においては100分の95」に改める。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	

20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000

45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700	
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000	
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300	
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600	
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900	
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200	
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500	
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700	

70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900	
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200	
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600	
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900	
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200	
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400	
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600	
94		294,400	342,200			

95	294,800	342,700			
96	295,200	343,100			
97	295,400	343,200			
98	295,700	343,700			
99	296,100	344,100			
100	296,500	344,400			
101	296,700	344,700			
102	297,000	345,100			
103	297,400	345,500			
104	297,700	345,900			
105	297,900	346,400			
106	298,200	346,800			
107	298,600	347,200			
108	298,900	347,600			
109	299,100	348,100			
110	299,500	348,500			
111	299,900	348,800			
112	300,200	349,100			
113	300,300	349,600			
114	300,600				
115	300,900				
116	301,300				
117	301,500				
118	301,700				
119	302,000				

	120		302,300					
	121		302,700					
	122		302,900					
	123		303,200					
	124		303,500					
	125		303,800					
再任用 職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第23条に規定する職員を除く。

別表第3（第5条関係）

消防職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	166,000	181,700	208,200	248,300	291,800	318,300	346,800
	2	167,700	183,500	210,200	250,100	293,800	320,500	349,000
	3	169,500	185,300	212,200	251,900	295,900	322,800	351,300
	4	171,200	187,100	214,200	253,700	298,200	324,900	353,500
	5	172,700	189,000	216,200	255,400	300,000	327,200	355,500
	6	174,600	191,300	218,200	257,200	302,200	329,400	357,600
	7	176,400	193,600	220,200	258,800	304,300	331,700	359,800
	8	178,300	195,900	222,100	260,500	306,500	333,900	362,000
	9	180,000	198,100	224,200	261,800	308,500	335,700	363,800

10	181,700	200,700	226,000	263,400	310,700	338,000	366,000
11	183,400	203,200	227,800	264,700	313,000	340,200	368,000
12	185,100	205,700	229,600	266,000	315,100	342,500	370,200
13	187,000	208,000	231,500	267,600	317,200	344,500	372,100
14	189,100	209,800	233,400	269,000	319,500	346,600	374,200
15	191,200	211,600	235,300	270,100	321,700	348,800	376,300
16	193,300	213,400	237,200	271,400	323,900	350,900	378,400
17	195,500	215,300	238,800	272,300	325,700	353,000	380,000
18	197,900	217,200	240,600	273,700	328,000	355,000	382,000
19	200,300	219,100	242,400	275,100	330,100	357,000	383,900
20	202,700	220,900	244,200	276,500	332,400	359,100	385,900
21	205,200	222,600	245,800	277,800	334,400	360,900	387,700
22	207,000	224,400	247,200	279,200	336,400	362,900	389,800
23	208,800	226,200	248,400	280,500	338,500	364,800	391,900
24	210,600	228,000	249,700	282,000	340,500	366,900	393,900
25	212,500	229,700	251,000	283,200	342,400	368,600	395,600
26	214,300	231,400	252,300	285,100	344,500	370,600	397,600
27	216,100	233,100	253,600	287,100	346,400	372,600	399,700
28	217,800	234,800	254,800	289,100	348,400	374,600	401,800
29	219,700	236,200	256,000	291,000	350,300	376,500	403,300
30	221,500	238,000	257,100	293,000	352,400	378,600	405,100
31	223,300	239,800	258,400	294,800	354,300	380,700	406,800
32	225,100	241,600	259,500	296,700	356,400	382,700	408,500
33	226,800	243,000	260,100	298,500	357,900	384,600	410,200
34	228,500	244,500	261,300	300,300	359,900	386,700	411,700
35	230,200	245,800	262,400	302,200	361,800	388,800	413,300

36	231,900	247,200	263,600	304,000	363,900	390,700	414,800
37	233,300	248,500	264,500	305,800	365,800	392,400	416,100
38	235,100	249,800	265,700	307,700	367,900	393,900	417,600
39	236,900	251,000	266,700	309,600	369,900	395,200	419,100
40	238,700	252,200	267,700	311,300	371,900	396,600	420,600
41	240,100	253,400	268,900	313,100	373,900	397,800	422,100
42	241,500	254,600	270,300	314,900	376,000	398,900	423,400
43	242,800	255,700	271,600	316,800	378,100	399,900	424,700
44	244,000	256,800	272,800	318,700	380,100	400,900	425,900
45	245,300	257,600	273,900	320,400	381,800	402,100	426,900
46	246,400	258,700	275,400	322,300	383,500	403,300	427,600
47	247,400	259,800	276,900	324,200	385,100	404,400	428,400
48	248,300	261,000	278,500	326,000	386,800	405,600	429,200
49	249,200	261,900	280,300	327,500	388,200	406,900	429,700
50	250,300	263,100	282,000	329,100	389,200	407,700	430,100
51	251,500	264,100	283,700	330,500	390,200	408,500	430,500
52	252,600	265,200	285,200	332,200	391,200	409,200	430,800
53	253,300	266,400	286,700	333,700	392,500	409,700	431,100
54	254,500	267,400	288,500	335,400	393,600	410,400	431,500
55	255,400	268,800	290,200	337,100	394,700	411,100	431,800
56	256,600	270,000	291,900	338,900	395,900	411,700	432,100
57	257,600	271,000	293,400	339,900	397,200	412,400	432,400
58	258,600	272,600	295,100	341,600	398,000	412,800	432,700
59	259,400	274,000	296,900	343,200	398,800	413,400	433,000
60	260,400	275,600	298,700	344,800	399,500	414,000	433,300
61	261,500	277,200	300,100	346,400	400,000	414,400	433,600

62	262,500	278,800	301,900	348,100	400,700	415,000	433,900
63	263,600	280,400	303,700	349,800	401,400	415,500	434,200
64	264,500	281,900	305,400	351,500	402,100	416,000	434,500
65	265,600	283,300	306,800	353,100	402,400	416,500	434,800
66	266,800	284,700	308,500	354,700	403,100	417,100	435,100
67	268,000	286,200	309,900	356,300	403,800	417,500	435,400
68	269,300	287,600	311,600	357,900	404,400	418,000	435,700
69	270,500	289,200	313,000	359,100	404,800	418,400	435,900
70	271,900	290,700	314,400	360,500	405,300	418,700	436,200
71	273,300	292,300	315,800	361,800	405,900	419,000	436,500
72	274,600	293,900	317,300	363,200	406,400	419,300	436,800
73	275,800	295,100	318,100	364,400	406,900	419,600	437,000
74	277,200	296,500	319,700	365,600	407,300	419,900	437,300
75	278,600	298,000	321,200	366,900	407,800	420,200	437,600
76	279,800	299,500	322,900	368,200	408,300	420,500	437,900
77	281,000	300,500	324,700	369,500	408,800	420,700	438,100
78	282,200	302,000	326,400	370,700	409,300	421,000	438,400
79	283,400	303,200	328,000	371,900	409,900	421,300	438,700
80	284,400	304,700	329,600	373,100	410,400	421,600	439,000
81	285,500	306,000	331,300	374,300	410,800	421,800	439,200
82	286,700	307,400	333,000	375,500	411,400	422,100	439,500
83	288,000	308,600	334,600	376,600	411,900	422,400	439,800
84	289,300	310,000	336,300	377,800	412,100	422,600	440,100
85	290,500	311,000	337,700	378,900	412,400	422,800	440,300
86	291,700	312,500	339,200	379,500	412,900	423,100	
87	292,600	313,800	340,700	380,000	413,200	423,400	

88	293,800	315,300	342,200	380,600	413,500	423,600
89	294,800	316,800	343,500	381,200	413,800	423,800
90	296,000	318,300	344,700	381,800	414,200	424,100
91	297,100	319,700	346,000	382,400	414,600	424,400
92	298,300	321,200	347,300	383,000	415,000	424,600
93	298,900	322,500	348,700	383,300	415,300	424,800
94	300,200	323,800	350,200	383,800		
95	301,300	325,200	351,700	384,400		
96	302,600	326,500	353,200	384,900		
97	303,700	327,700	354,500	385,300		
98	304,900	329,000	355,700	385,700		
99	306,100	330,300	356,800	386,300		
100	307,300	331,600	358,000	386,800		
101	308,500	333,000	359,100	387,200		
102	309,500	333,900	360,200	387,700		
103	310,600	335,000	361,300	388,300		
104	311,600	336,200	362,500	388,800		
105	312,400	337,300	363,700	389,100		
106	313,000	338,400	364,200	389,500		
107	313,600	339,400	364,800	390,000		
108	314,300	340,500	365,400	390,300		
109	314,800	341,700	366,000	390,600		
110	315,300	342,700	366,500	391,100		
111	315,800	343,700	367,000	391,600		
112	316,400	344,600	367,500	392,100		
113	317,200	345,500	367,900	392,400		

114	317,900	346,400	368,300	392,900
115	318,600	347,400	368,900	393,400
116	319,300	348,400	369,400	393,900
117	319,900	349,400	369,800	394,200
118	320,700	349,900	370,300	394,700
119	321,400	350,500	370,900	395,200
120	322,200	351,100	371,400	395,700
121	322,800	351,400	371,500	396,100
122	323,100	351,800	372,100	396,600
123	323,600	352,300	372,600	397,000
124	324,100	352,700	373,000	397,500
125	324,400	353,100	373,500	397,900
126		353,500	374,000	
127		354,000	374,500	
128		354,400	375,000	
129		354,800	375,300	
130		355,200	375,800	
131		355,600	376,300	
132		356,000	376,800	
133		356,200	377,100	
134		356,700	377,600	
135		357,100	378,000	
136		357,400	378,400	
137		357,700	378,700	
138		358,100	379,200	
139		358,600	379,700	

	140		359,100	380,200				
	141		359,400	380,500				
	142		359,900					
	143		360,400					
	144		360,900					
	145		361,200					
再任用 職員		241,100	252,800	256,900	288,200	304,700	318,800	342,400

備考 この表は、消防吏員に適用する。

第2条 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条の2を次のように改める。

(地域手当)

第12条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に勤務する職員に支給する。

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

第20条第1項中「及び附則第7項第2号」を削り、「及び第20条の3」を「及び第20条の3第1項」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第4項中「。附則第7項第2号において同じ。」を削り、「扶養手当」の次に「並びにこれらに対する地域手当」を加え、同条第5項中「給料の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第21条第1項中「及び附則第7項第3号」を削り、同条第2項第1号中「及び附則第7項第3号」を削り、「扶養手当の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加え、「6月に支給する場合においては10

0分の85、12月に支給する場合においては100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合においては100分の40、12月に支給する場合においては100分の45」を「100分の42.5」に改め、同条第3項中「給料の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加え、同条第4項中「第21条第3項」との次に「、「同項に規定する合計額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と」を加える。

附則中第7項の前の見出し及び同項を削る。

附則中第8項から第10項までを削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のかすみがうら市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第13号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第2項から第4項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第2項から第3項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で

定める。

(かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 5 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年かすみ
がうら市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則中第3項の前の見出し及び同項を削る。

(かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 6 かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例（平成17年かすみがうら
市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則中第3項の前の見出し及び同項を削る。

議案第10号

かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例

かすみがうら市手数料条例（平成17年かすみがうら市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

530,000円
830,000円
1,010,000円
1,120,000円
1,420,000円
1,660,000円
3,880,000円
5,100,000円

6, 290, 000円
1, 130, 000円
1, 340, 000円
1, 500, 000円
1, 830, 000円
2, 140, 000円
4, 350, 000円
5, 570, 000円
6, 770, 000円
5, 750, 000円
7, 250, 000円
10, 700, 000円

」

を

「

570, 000円
880, 000円
1, 070, 000円
1, 200, 000円
1, 520, 000円
1, 780, 000円
4, 070, 000円
5, 340, 000円

6,490,000円
1,180,000円
1,410,000円
1,580,000円
1,940,000円
2,260,000円
4,550,000円
5,820,000円
7,070,000円
5,930,000円
7,470,000円
10,900,000円

」

に、

「

410,000円
540,000円
700,000円
920,000円
1,040,000円
1,600,000円
1,820,000円
2,030,000円

490,000円
630,000円
990,000円
1,310,000円
1,720,000円
3,320,000円
4,060,000円
4,650,000円
9,100,000円
12,400,000円
17,000,000円

」

を

「

420,000円
560,000円
730,000円
960,000円
1,090,000円
1,660,000円
1,900,000円
2,120,000円
530,000円

680,000円
1,030,000円
1,410,000円
1,780,000円
3,430,000円
4,190,000円
4,800,000円
9,320,000円
12,600,000円
17,300,000円

」

に、

「

310,000円
430,000円
720,000円
960,000円
1,210,000円
2,950,000円
3,620,000円
4,170,000円
2,660,000円
3,190,000円

4, 790, 000円

」

を

「

320, 000円
460, 000円
750, 000円
1, 020, 000円
1, 300, 000円
3, 150, 000円
3, 870, 000円
4, 460, 000円
2, 690, 000円
3, 230, 000円
4, 830, 000円

」

に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 11 号

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 3 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例（平成 21 年かすみがうら市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「新設又は増設（合併、分割その他規則で定める事由によるものでないものであって、次に掲げるものに限る。）をした法人をいう。規則で定めるところにより算定した当該法人の従業者（市内在住者であって雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条第 1 項に規定する被保険者（同法第 38 条第 1 項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第 43 条第 1 項に規定する日雇労働被保険者を除く。）に限る。）を 5 人以上増加させるもの。ただし、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に定める中小企業者

による増設にあつては3人以上とする」を「新增設をした法人であつて、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第24条に基づく国の確認を受けた承認地域経済牽引事業計画を行う承認地域経済牽引事業者をいう」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第3項及び第4項を第4項及び第5項とし、同条第2項中「新設又は増設（以下「新增設」という。）」を「新增設」に改め、同項に次の1号を加え、同項を同条第3項とする。

（4） 第1号から第3号までの取得価額の合計が1億円以上

第2条第1項の次に次の1項を加える。

2 この条例において「新增設」とは、合併、分割その他規則で定める事由によるものでないものであつて、規則で定めるところにより算定した当該法人の従業者（市内在住者であつて雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者（同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。）に限る。）を5人以上増加させる新設又は増設（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者による新設又は増設にあつては3人以上増加させるもの）をいう。

第4条第1項中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「同意企業立地重点促進区域」を「重点促進区域」に、「その他の区域」を「促進区域」に改める。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「平成35年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 1 2 号

かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 0 年 3 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する
条例

かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例（平成 2 8 年かすみがうら市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

別表霞ヶ浦公民館の部陶芸工作棟の項を次のように改める。

陶芸工作棟	陶芸室	2 6 0 円	
	工作室	2 2 0 円	

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

議案第13号

かすみがうら市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
かすみがうら市後期高齢者医療に関する条例（平成20年かすみがうら市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「最後に行った同号」を「最後に行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみ

なされた国民健康保険の被保険者であった被保険者
附則第 2 条を削り、附則第 1 条の見出し及び条名を削る。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

議案第14号

かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例

かすみがうら市国民健康保険条例（平成17年かすみがうら市条例第100号）の一部を次のように改正する。

目次中「市が行う国民健康保険」を「市が行う国民健康保険の事務」に、「国民健康保険運営協議会」を「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

「第1章 市が行う国民健康保険」を「第1章 市が行う国民健康保険の事務」に改める。

第1条（見出しを含む。）中「市が行う国民健康保険」を「市が行う国民健康保険の事務」に改める。

「第2章 国民健康保険運営協議会」を「第2章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第2条（見出しを含む。）中「国民健康保険運営協議会」を「市の国民健康

保険事業の運営に関する協議会」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1 附属機関の部中「国民健康保険運営協議会委員」を「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員」に改める。

議案第15号

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
する。

平成30年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
かすみがうら市国民健康保険税条例（平成17年かすみがうら市条例第10
1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯
に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とす
る。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計
において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和
33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下こ
の条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費
用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の
医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高

齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項第2号」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に改め、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第6条第1号中「（昭和33年法律第192号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後のかすみがうら市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第16号

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例

かすみがうら市介護保険条例（平成18年かすみがうら市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「32,400円」を「31,800円」に改め、同項第2号及び第3号中「48,600円」を「47,700円」に改め、同項第4号中「58,300円」を「57,200円」に改め、同項第5号中「64,800円」を「63,600円」に改め、同項第6号中「77,700円」を「76,300円」に改め、同号イ中「当該合計所得金額から」の次に「令第38条第4項に規定する」を加え、同項第7号中「84,200円」を「82,600円」に改め、同号イ中「190万円」を「200万円」に改め、同項第8号中「97,200円」を「95,400円」に改め、同号イ中「290万円」を「300万円」に改め、同項第9号中「110,100円」を「108,100円」に改め、同項第10号中「116,600円」を「114,400円」に改め、同項第11号中「136,000円」を「1

33,500円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「29,160円」を「28,620円」に改める。

第18条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後のかすみがうら市介護保険条例第4条の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第17号

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年かすみがうら市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条中「法第5条の2」を「法第5条の2第1項」に改める。

(かすみがうら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 かすみがうら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効

果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年かすみがうら市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「法第5条の2」を「法第5条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第18号

かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年かすみがうら市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第7条第2項中「ものであること」を「ものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事

業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること」に改め、同条中第7項を第8項とし、同条第6項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項及び第4項を同条第4項及び第5項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第33条第9号中「作成のために介護予防サービス計画」を「作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画」に改め、同条第14号の次に次の1号を加える。

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第33条第21号中「以下」を「次号及び第22号において」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第19号

かすみがうら市同意企業立地重点促進区域における緑地面積率等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市同意企業立地重点促進区域における緑地面積率等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市同意企業立地重点促進区域における緑地面積率等を定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市同意企業立地重点促進区域における緑地面積率等を定める条例（平成21年かすみがうら市条例第27号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

かすみがうら市重点促進区域における緑地面積率等を定める条例

第1条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第10条第1項」を「第9条第1項」に、「同意企業立地重点促進区域」を「重点促進区域」に改める。

第3条表以外の部分中「同意企業立地重点促進区域」を「重点促進区域」に改め、同条の表区域の種別の項中「同意企業立地重点促進区域名」を「重点促進区域名」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第20号

かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例

かすみがうら市企業立地促進条例（平成21年かすみがうら市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第7号中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第14条」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第13条」に、「企業立地計画」を「地域経済牽引事業計画」に、「同条第3項」を「同条第4項」に改め、「又は同法第16条の規定に基づく事業高度化計画を作成し同条第3項に基づき茨城県知事の承認を得ていること」を削る。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「平成35年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 2 1 号

かすみがうら市生産物直売所の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

かすみがうら市生産物直売所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

平成 3 0 年 3 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市生産物直売所の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

かすみがうら市生産物直売所の設置及び管理に関する条例（平成 1 9 年かす
みがうら市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中かすみがうら市生産物直売所の項を削る。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 2 号

かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

平成 3 0 年 3 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例（平成 2 7 年かす
みがうら市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 号を加える。

(4) シャワー室

第 7 条中「第 4 条」を「第 4 条（第 4 号を除く。）」に改める。

第 1 7 条第 6 号中「調理実習室の使用に係る使用料（以下「利用料金」とい
う。）」を「利用料金」に改める。

第 1 8 条中「利用料金」を「交流センターの使用に係る使用料（以下「利用
料金」という。）」に改める。

別表に次のように加える。

シャワー室	1 5 分当たり 2 0 0 円	
-------	------------------	--

別表備考中「使用」を「直売所又は食堂の使用」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 23 号

かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 30 年 3 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例

かすみがうら市火災予防条例（平成 18 年かすみがうら市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 47 条」を「第 48 条」に、「第 48 条・第 49 条」を「第 49 条・第 50 条」に改める。

第 49 条を第 50 条とし、第 48 条を第 49 条とし、第 47 条を第 48 条とし、第 46 条の次に次の 1 条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第 47 条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第 1 項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公

表の手続は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第24号

平成29年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）

平成29年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63,517千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

17,219,361千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		861,183	△ 63,517	797,666
	1 基金繰入金	834,176	△ 63,517	770,659
歳入合計		17,282,878	△ 63,517	17,219,361

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		142,942	253	143,195
	1 議 会 費	142,942	253	143,195
2 総 務 費		1,994,524	△ 46,605	1,947,919
	1 総 務 管 理 費	1,628,512	△ 42,200	1,586,312
	2 徴 税 費	220,110	1,350	221,460
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	87,262	△ 5,755	81,507
3 民 生 費		6,248,632	△ 3,805	6,244,827
	1 社 会 福 祉 費	3,172,993	△ 1,085	3,171,908
	2 児 童 福 祉 費	2,454,581	△ 340	2,454,241
	3 生 活 保 護 費	621,058	△ 2,380	618,678
4 衛 生 費		1,068,907	△ 420	1,068,487
	1 保 健 衛 生 費	1,068,907	△ 420	1,068,487
6 農 林 水 産 業 費		653,567	100	653,667
	1 農 業 費	637,528	100	637,628
7 商 工 費		332,211	350	332,561
	1 商 工 費	332,211	350	332,561
8 土 木 費		2,179,384	△ 2,700	2,176,684
	1 土 木 管 理 費	89,488	400	89,888
	4 都 市 計 画 費	1,569,972	△ 3,100	1,566,872
9 消 防 費		1,083,550	△ 2,100	1,081,450
	1 消 防 費	1,083,550	△ 2,100	1,081,450
10 教 育 費		1,355,935	△ 8,590	1,347,345

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 教 育 総 務 費	207,363	△ 2,800	204,563
	4 社 会 教 育 費	291,963	△ 5,940	286,023
	5 保 健 体 育 費	135,036	150	135,186
歳 出	合 計	17,282,878	△ 63,517	17,219,361

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,443,052	0	5,443,052
2 地 方 譲 与 税	235,000	0	235,000
3 利 子 割 交 付 金	5,000	0	5,000
4 配 当 割 交 付 金	28,000	0	28,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	15,000	0	15,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	644,000	0	644,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	110,000	0	110,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	30,000	0	30,000
9 地 方 特 例 交 付 金	15,000	0	15,000
10 地 方 交 付 税	3,650,000	0	3,650,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	7,171	0	7,171
12 分 担 金 及 び 負 担 金	222,917	0	222,917
13 使 用 料 及 び 手 数 料	54,084	0	54,084
14 国 庫 支 出 金	2,374,690	0	2,374,690
15 県 支 出 金	1,245,052	0	1,245,052
16 財 産 収 入	8,231	0	8,231
17 寄 附 金	1	0	1
18 繰 入 金	861,183	△63,517	797,666
19 繰 越 金	342,811	0	342,811
20 諸 収 入	172,186	0	172,186
21 市 債	1,819,500	0	1,819,500
歳 入 合 計	17,282,878	△63,517	17,219,361

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	142,942	253	143,195				253
2 総 務 費	1,994,524	△46,605	1,947,919				△46,605
3 民 生 費	6,248,632	△3,805	6,244,827				△3,805
4 衛 生 費	1,068,907	△420	1,068,487				△420
5 労 働 費	24,107	0	24,107				
6 農 林 水 産 業 費	653,567	100	653,667				100
7 商 工 費	332,211	350	332,561				350
8 土 木 費	2,179,384	△2,700	2,176,684				△2,700
9 消 防 費	1,083,550	△2,100	1,081,450				△2,100
10 教 育 費	1,355,935	△8,590	1,347,345				△8,590
11 災 害 復 旧 費	2	0	2				
12 公 債 費	2,169,117	0	2,169,117				
13 予 備 費	30,000	0	30,000				
歳 出 合 計	17,282,878	△63,517	17,219,361				△63,517

2 歳 入

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	494,663	△63,517	431,146	1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	△63,517	財政調整基金
計	834,176	△63,517	770,659			

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一財	一般		区分	金額
				国県支出金	地方債	その他					
1 議会費	142,942	253	143,195				253	3 職員手当等	253	02 市議会運営事業 3 議員期末手当	253 253
計	142,942	253	143,195				253				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	962,979	△42,200	920,779				△42,200	2 給料	△23,000	01 職員等人件費	△42,200
								3 職員手当等	△13,100	2 一般職給料	△23,000
								4 共済費	△6,100	3 管理職手当	△800
										3 期末手当	△6,520
										3 勤勉手当	△3,200
										3 特別職期末手当	70
										3 退職手当	△2,150
										3 児童手当	△500
										4 共済組合負担金	△6,100
計	1,628,512	△42,200	1,586,312				△42,200				

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税费

1 税務総務費	147,787	1,350	149,137				1,350	2 給料	150	01 職員等人件費	1,350
								3 職員手当等	700	2 一般職給料	150
								4 共済費	500	3 勤勉手当	700
										4 共済組合負担金	500
計	220,110	1,350	221,460				1,350				

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	86,751	△5,755	80,996				△5,755	2 給料	△4,855	01 職員等人件費	△5,755
								3 職員手当等	△900	2 一般職給料	△4,855
										3 扶養手当	△300
										3 期末手当	△600
計	87,262	△5,755	81,507				△5,755				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	881,466	△1,145	880,321				△1,145	2 給料	△1,145	01 職員等人件費	△1,145
										2 一般職給料	△1,145
4 国民年金費	7,237	60	7,297				60	2 給料	10	01 職員等人件費	60
								3 職員手当等	50	2 一般職給料	10
										3 勤勉手当	50
計	3,172,993	△1,085	3,171,908				△1,085				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

3 保育所費	475,969	4,070	480,039				4,070	2 給料	2,400	01 職員等人件費	4,070
--------	---------	-------	---------	--	--	--	-------	------	-------	-----------	-------

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
							3 職員手当等	1,420	2 一般職給料 3 期末手当 3 勤勉手当 4 共済組合負担金	2,400 170 1,250 250	
5 児童館費	64,949	△4,410	60,539				△4,410	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△2,260 △850 △1,300	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 期末手当 4 共済組合負担金	△4,410 △2,260 △850 △1,300
計	2,454,581	△340	2,454,241				△340				

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

1 生活保護総務費	137,937	△2,380	135,557				△2,380	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△1,400 △480 △500	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 期末手当 4 共済組合負担金	△2,380 △1,400 △480 △500
計	621,058	△2,380	618,678				△2,380				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	411,991	△420	411,571				△420	2 給料 4 共済費	△500 80	01 職員等人件費 2 一般職給料 4 共済組合負担金	△420 △500 80
計	1,068,907	△420	1,068,487				△420				

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

1 農業委員会費	45,142	100	45,242				100	3 職員手当等 4 共済費	80 20	01 職員等人件費 3 勤勉手当 4 共済組合負担金	100 80 20
計	637,528	100	637,628				100				

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

1 商工総務費	84,350	350	84,700				350	2 給料 4 共済費	100 250	01 職員等人件費 2 一般職給料 4 共済組合負担金	350 100 250
計	332,211	350	332,561				350				

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木総務費	89,488	400	89,888				400	2 給料 3 職員手当等	100 300	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 勤勉手当	400 100 300
計	89,488	400	89,888				400				

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 都市計画 総務費	1,167,984	△3,100	1,164,884				△3,100	2 給料 3 職員 手当等 4 共済費	△1,800 △800 △500	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 住居手当 3 期末手当 4 共済組合負担金	△3,100 △1,800 △300 △500 △500
計	1,569,972	△3,100	1,566,872				△3,100				

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

1 常備消防 費	690,965	△2,100	688,865				△2,100	2 給料 3 職員 手当等	△200 △1,900	01 職員等人件費 2 消防職給料 3 住居手当 3 勤勉手当 3 休日勤務手当	△2,100 △200 600 1,000 △3,500
計	1,083,550	△2,100	1,081,450				△2,100				

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	101,445	△2,800	98,645				△2,800	2 給料 3 職員 手当等 4 共済費	△1,700 △700 △400	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 期末手当 4 共済組合負担金	△2,800 △1,700 △700 △400
計	207,363	△2,800	204,563				△2,800				

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

1 社会教育 総務費	80,473	△6,580	73,893				△6,580	2 給料 3 職員 手当等 4 共済費	△3,700 △1,880 △1,000	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 住居手当 3 期末手当 3 勤勉手当 4 共済組合負担金	△6,580 △3,700 △300 △980 △600 △1,000
2 公民館費	90,918	190	91,108				190	2 給料 3 職員 手当等 4 共済費	50 120 20	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 勤勉手当 4 共済組合負担金	190 50 120 20
4 図書館費	38,749	100	38,849				100	3 職員 手当等	100	01 職員等人件費 3 勤勉手当	100 100
5 歴史 博物館費	73,255	350	73,605				350	2 給料 3 職員 手当等 4 共済費	50 200 100	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 勤勉手当 4 共済組合負担金	350 50 200 100
計	291,963	△5,940	286,023				△5,940				

(款) 10 教育費

(項) 5 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 保健体育 総務費	50,111	150	50,261				150	2 給料 50	01 職員等人件費 150	
								4 共済費 100	2 一般職給料 50	
									4 共済組合負担金 100	
計	135,036	150	135,186				150			

給 与 費 明 細 表

1 特別職

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費					共 済 費	合 計	
		報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他 の 手当	計			
補 正 後	長 等	3		23,004	6,970 (3.15)	2,308	32,282	6,178	38,460
	議 員	16	52,620		16,642 (3.15)		69,262	20,789	90,051
	その他の特別職	1,665	107,142				107,142	635	107,777
	計	1,684	159,762	23,004	23,612	2,308	208,686	27,602	236,288
補 正 前	長 等	3		23,004	6,900 (3.15)	2,308	32,212	6,178	38,390
	議 員	16	52,620		16,389 (3.15)		69,009	20,789	89,798
	その他の特別職	1,665	107,142				107,142	635	107,777
	計	1,684	159,762	23,004	23,289	2,308	208,363	27,602	235,965
比 較	長 等				70		70		70
	議 員				253		253		253
	その他の特別職								
	計				323		323		323

2 一般職

(1) 総 括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	369		1,470,756	1,022,869	2,493,625	461,592	2,955,217
補正前	369		1,508,406	1,040,079	2,548,485	470,072	3,018,557
比 較			△ 37,650	△ 17,210	△ 54,860	△ 8,480	△ 63,340

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当
	補正後	47,791	344,337	230,422	17,736	25,298	66,246	4,093	50,538	2,050	27,924	7,663	196,593	2,178
	補正前	48,091	354,797	230,422	17,736	25,298	66,246	4,093	51,338	2,050	31,424	7,663	198,743	2,178
	比 較	△ 300	△ 10,460						△ 800		△ 3,500		△ 2,150	

議案第25号

平成29年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）

平成29年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ151,071千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,068,290千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		222,917	△ 7,028	215,889
	1 負担金	222,917	△ 7,028	215,889
14 国庫支出金		2,374,690	△ 32,707	2,341,983
	1 国庫負担金	1,590,257	3,871	1,594,128
	2 国庫補助金	773,193	△ 36,578	736,615
15 県支出金		1,245,052	△ 19,629	1,225,423
	1 県負担金	605,748	7,869	613,617
	2 県補助金	429,468	△ 27,200	402,268
	4 県交付金	87,265	△ 298	86,967
18 繰入金		797,666	△ 437,829	359,837
	1 基金繰入金	770,659	△ 437,829	332,830
19 繰越金		342,811	413,895	756,706
	1 繰越金	342,811	413,895	756,706
20 諸収入		172,186	△ 273	171,913
	3 貸付金元利収入	13,273	△ 273	13,000
21 市債		1,819,500	△ 67,500	1,752,000
	1 市債	1,819,500	△ 67,500	1,752,000
歳入合計		17,219,361	△ 151,071	17,068,290

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,947,919	139,704	2,087,623
	1 総務管理費	1,586,312	139,704	1,726,016
3 民生費		6,244,827	△ 25,277	6,219,550
	1 社会福祉費	3,171,908	△ 22,537	3,149,371
	2 児童福祉費	2,454,241	△ 2,740	2,451,501
4 衛生費		1,068,487	△ 32,226	1,036,261
	1 保健衛生費	1,068,487	△ 32,226	1,036,261
6 農林水産業費		653,667	△ 15,961	637,706
	1 農業費	637,628	△ 15,464	622,164
	2 林業費	13,071	△ 497	12,574
7 商工費		332,561	△ 10,373	322,188
	1 商工費	332,561	△ 10,373	322,188
8 土木費		2,176,684	△ 113,989	2,062,695
	2 道路橋梁費	517,284	△ 44,400	472,884
	4 都市計画費	1,566,872	△ 69,589	1,497,283
9 消防費		1,081,450	△ 26,633	1,054,817
	1 消防費	1,081,450	△ 26,633	1,054,817
10 教育費		1,347,345	△ 66,316	1,281,029
	1 教育総務費	204,563	△ 652	203,911
	2 小学校費	468,048	△ 24,165	443,883
	3 中学校費	253,525	△ 23,740	229,785
	4 社会教育費	286,023	△ 5,056	280,967

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 保 健 体 育 費	135,186	△ 12,703	122,483
歳 出	合 計	17,219,361	△ 151,071	17,068,290

第 2 表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	放課後児童健全育成事業（政策）	66,852
8 土木費	2 道路橋梁費	市道整備事業（政策）	15,000
		神立駅周辺整備事業（政策）	292,773
	4 都市計画費	街路整備事業（政策）	239,482
7 観光費	1 商工費	歩崎公園管理運営事業（政策）	5,900
合 計			620,007

第 3 表 地 方 債 補 正

1 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交流施設整備事業	21,600	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金について、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。	17,200	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金について、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。
道整備交付金事業	50,800				29,800			
市道整備事業	75,200				63,900			
神立駅周辺整備事業	388,300				378,800			
神立停車場線整備事業	195,500				199,100			
防災無線整備事業	22,900				18,900			
消防水利整備事業	10,000				7,300			
消防自動車整備事業	123,200				112,500			
下稲吉小学校施設整備事業	47,500				40,000			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,443,052	0	5,443,052
2 地 方 譲 与 税	235,000	0	235,000
3 利 子 割 交 付 金	5,000	0	5,000
4 配 当 割 交 付 金	28,000	0	28,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	15,000	0	15,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	644,000	0	644,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	110,000	0	110,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	30,000	0	30,000
9 地 方 特 例 交 付 金	15,000	0	15,000
10 地 方 交 付 税	3,650,000	0	3,650,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	7,171	0	7,171
12 分 担 金 及 び 負 担 金	222,917	△7,028	215,889
13 使 用 料 及 び 手 数 料	54,084	0	54,084
14 国 庫 支 出 金	2,374,690	△32,707	2,341,983
15 県 支 出 金	1,245,052	△19,629	1,225,423
16 財 産 収 入	8,231	0	8,231
17 寄 附 金	1	0	1
18 繰 入 金	797,666	△437,829	359,837
19 繰 越 金	342,811	413,895	756,706
20 諸 収 入	172,186	△273	171,913
21 市 債	1,819,500	△67,500	1,752,000
歳 入 合 計	17,219,361	△151,071	17,068,290

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1 議 会 費	143,195	0	143,195					
2 総 務 費	1,947,919	139,704	2,087,623	△7,730	△4,400		151,834	
3 民 生 費	6,244,827	△25,277	6,219,550	19,149		△7,028	△37,398	
4 衛 生 費	1,068,487	△32,226	1,036,261	△4,714		△2,285	△25,227	
5 労 働 費	24,107	0	24,107					
6 農 林 水 産 業 費	653,667	△15,961	637,706	△6,309			△9,652	
7 商 工 費	332,561	△10,373	322,188				△10,373	
8 土 木 費	2,176,684	△113,989	2,062,695	△36,543	△38,200		△39,246	
9 消 防 費	1,081,450	△26,633	1,054,817	△12,244	△17,400		3,011	
10 教 育 費	1,347,345	△66,316	1,281,029	△3,945	△7,500	△4,398	△50,473	
11 災 害 復 旧 費	2	0	2					
12 公 債 費	2,169,117	0	2,169,117					
13 予 備 費	30,000	0	30,000					
歳 出 合 計	17,219,361	△151,071	17,068,290	△52,336	△67,500	△13,711	△17,524	

2 歳 入

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費負担金	222,917	△7,028	215,889	2 児童福祉費負担金	△7,028	市立保育所保育料 △9,436 私立保育園保育料 2,202 管外保育所保育料 206
計	222,917	△7,028	215,889			

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	1,590,257	3,871	1,594,128	2 児童福祉費負担金	5,881	児童手当交付金 △16,895 教育・保育給付費負担金 22,776
				3 児童扶養手当 給付費負担金	△521	児童扶養手当給付費負担金
				5 国民健康保険 事業費負担金	△1,489	保険基盤安定負担金
計	1,590,257	3,871	1,594,128			

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	128,631	△19,974	108,657	1 総務費補助金	△19,974	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (総務省) △1,458 防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金 △12,244 地方創生推進交付金 5,979 地方創生拠点整備交付金 △12,251						
						2 民生費国庫補助金	257,164	22,447	279,611	3 子ども・子育て支 援交付金	5,026	放課後児童健全育成事業
										4 子ども・子育て支 援整備交付金	17,421	放課後児童健全育成事業
						3 衛生費国庫補助金	9,748	1,387	11,135	1 保健衛生費補助金	1,387	循環型社会形成推進交付金
5 教育費国庫補助金	50,904	△3,945	46,959	1 小学校費補助金	△455	へき地児童生徒援助費等補助金						
				2 中学校費補助金	△3,272	特別支援教育奨励費補助金 △125 へき地児童生徒援助費等補助金 △3,147						
				3 幼稚園費補助金	△218	幼稚園就園奨励費補助金						
6 社会資本整備総合交 付金	225,196	△13,092	212,104	1 社会資本整備総合 交付金	△13,092	防災安全社会資本整備交付金						

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7 地域再生基盤強化交付金	56,551	△23,401	33,150	1 地域再生基盤強化交付金	△23,401	道整備交付金
計	773,193	△36,578	736,615			

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	605,748	7,869	613,617	2 児童福祉費負担金	12,042	児童手当交付金 654 教育・保育給付費負担金 11,388
				4 国民健康保険事業費負担金	△4,173	保険基盤安定負担金
計	605,748	7,869	613,617			

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	260,488	△15,038	245,450	3 医療福祉費補助金	△4,922	医療費補助金
				4 児童福祉費補助金	863	施設型給付費補助金 △1,418 多子世帯保育料軽減事業費助成金 2,281
				5 子ども・子育て支援交付金	5,026	放課後児童健全育成事業
				6 子ども・子育て支援整備交付金	△16,005	放課後児童健全育成事業
3 衛生費県補助金	29,941	△6,101	23,840	1 保健衛生費補助金	△6,101	浄化槽設置整備事業費補助金
4 農林水産業費県補助金	50,807	△6,011	44,796	1 農業費補助金	△5,813	機構集積協力金交付事業費補助金 △1,970 農業経営基盤強化資金利子助成補助金 △93 青年就農給付金経営開始型補助金 △3,750
				2 林業費補助金	△198	県単林業事業補助金
6 土木費県補助金	29,900	△50	29,850	1 土木費補助金	△50	茨城県宅地耐震化推進事業補助金
計	429,468	△27,200	402,268			

(款) 15 県支出金

(項) 4 県交付金

3 農林水産業費県交付金	84,543	△298	84,245	1 農業費交付金	△298	多面的事業推進事業費 △151 環境保全型農業直接支払交付金 △147
計	87,265	△298	86,967			

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	431,146	△431,146	0	1 財政調整基金繰入金	△431,146	財政調整基金
2 霞ヶ浦水質浄化対策基金繰入金	6,858	△2,285	4,573	1 霞ヶ浦水質浄化対策基金繰入金	△2,285	浄化槽設置整備事業
4 地域振興基金繰入金	128,835	△4,398	124,437	1 地域振興基金繰入金	△4,398	中学校管理運営事業 小学校管理運営事業
計	770,659	△437,829	332,830			△3,801 △597

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	342,811	413,895	756,706	1 繰越金	413,895	前年度繰越金
計	342,811	413,895	756,706			

(款) 20 諸収入

(項) 3 貸付金元利収入

1 貸付金元利収入	13,273	△273	13,000	1 社会福祉施設整備資金等貸付金収入	△273	高齢者住宅整備資金貸付金元利収入
計	13,273	△273	13,000			

(款) 21 市債

(項) 1 市債

1 総務債	21,600	△4,400	17,200	1 地方創生拠点整備事業債	△4,400	サイクリング拠点施設整備事業債
2 土木債	709,800	△38,200	671,600	1 道路整備事業債	△32,300	道整備交付金事業債 市道整備事業債
				2 都市計画事業債	△5,900	神立駅周辺整備事業債 神立停車場線整備事業債
3 消防債	156,100	△17,400	138,700	1 防災無線整備事業債	△4,000	防災無線整備事業債
				2 防災基盤整備事業債	△2,700	消防水利整備事業債
				3 消防自動車整備事業債	△10,700	消防自動車整備事業債

(款) 21 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 教育債	247,500	△7,500	240,000	1 下稲吉小学校施設整備事業債	△7,500	下稲吉小学校施設整備事業債
計	1,819,500	△67,500	1,752,000			

3 歳 出
(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	920,779	10,444	931,223				10,444	3 職員手当等	10,444	01 職員等件費 10,444 3 退職手当特別負担金 10,444
5 会計管理費	4,916	△500	4,416				△500	12 役務費	△500	02 会計管理事業 △500 12 手数料 △500
6 財産管理費	181,724	142,065	323,789				142,065	12 役務費 △790 13 委託料 △1,426 14 使用料及び賃借料 △4,840 25 積立金 149,121		02 霞ヶ浦庁舎財産管理事業 △1,600 14 大型バス借上料 △1,600 03 千代田庁舎等財産管理事業 △4,570 12 電話料 △390 12 保険料 △400 13 未利用財産測量業務委託 △540 14 電話設備借上料 △3,240 06 公有財産調整事業(政策) △886 13 建物劣化度診断調査委託 △886 07 基金運用事業 149,121 25 地域づくり基金積立金 18,291 25 公共施設等整備基金積立金 130,830
11 情報管理費	163,132	△5,434	157,698	△1,458			△3,976	13 委託料 △2,657 14 使用料及び賃借料 △1,400 19 負担金、補助及び交付金 △1,377		02 イントラネット整備事業 △1,800 13 電算機器保守委託 △400 14 機器借上料 △1,400 04 基幹系電算システム管理事業 △2,257 13 電算機器保守委託 △800 13 マイナンバーシステム改修業務委託 △1,457 07 電子自治体推進事業(政策) △1,377 19 茨城県共同システム整備運営協議会負担金 △1,377
14 地方創生費	61,859	△6,871	54,988	△6,272	△4,400		3,801	8 報償費 △325 13 委託料 △1,638 14 使用料及び賃借料 △408 15 工事請負費 △4,500		04 ひと創生事業(政策) △2,371 8 講師謝礼 △325 13 子どもミライプロジェクト業務委託 △1,503 13 同窓会プロジェクト業務委託 △135 14 会場等使用料 △38 14 バス借上料 △370 05 しごと創生事業(政策) △4,500 15 サイクリング拠点施設整備工事 △4,500
計	1,586,312	139,704	1,726,016	△7,730	△4,400		151,834			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 社会福祉総務費	880,321	△7,549	872,772	△5,662			△1,887	28 繰出金	△7,549	13 国民健康保険特別会計繰出事業 28 国民健康保険特別会計繰出金	△7,549 △7,549
2 老人福祉費	118,985	△2,000	116,985				△2,000	20 扶助費	△2,000	02 老人ホーム入所措置事務事業 20 老人保護措置費	△2,000 △2,000
5 医療福祉費	322,019	△7,127	314,892	△4,922			△2,205	20 扶助費	△7,127	02 医療福祉事業 20 医療費(県補助)	△7,127 △7,127
6 老人医療費	473,551	△1,009	472,542				△1,009	19 負担金、補助及び交付金	△1,009	03 後期高齢者医療事業 19 茨城県後期高齢者医療広域連合負担金	△1,009 △1,009
7 介護保険費	530,904	△4,852	526,052				△4,852	28 繰出金	△4,852	04 介護保険特別会計繰出事業 28 介護保険特別会計繰出金	△4,852 △4,852
計	3,171,908	△22,537	3,149,371	△10,584			△11,953				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

2 児童措置費	836,771	△26,521	810,250	△16,762			△9,759	12 役務費	△382	02 児童扶養手当事業 20 児童扶養手当	△1,564 △1,564
								20 扶助費	△26,139		
3 保育所費	480,039	△32,944	447,095			△9,436	△23,508	7 賃金	△30,234	03 第一保育所管理運営事業 7 臨時職員賃金	△425 △425
								13 委託料	△2,710		
4 児童福祉施設費	879,435	54,694	934,129	32,746		2,408	19,540	13 委託料	10,056	02 広域委託事業 13 広域入所委託	△6,292 △6,292
								20 扶助費	44,638		
										05 認定こども園事業	37,954

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一財	般源		区分	金額
				国県支出金	地方債	その他					
									20 市内私立認定こども園給付費 32,287		
									20 市外私立認定こども園給付費 5,667		
									06 家庭的保育等事業 6,684		
									20 市内地域型保育給付費 2,989		
									20 市外地域型保育給付費 3,695		
6 放課後児童健全育成事業費	178,678	△2,530	176,148	11,468			△13,998	19 負担金、補助及び交付金	03 放課後児童健全育成事業(政策) △2,530		
									19 放課後児童クラブ民営補助金 △2,530		
7 少子化対策事業費	8,988	4,561	13,549	2,281			2,280	19 負担金、補助及び交付金	03 子育て支援事業(政策) 4,561		
									19 多子世帯保育料軽減事業費助成金 4,561		
計	2,454,241	△2,740	2,451,501	29,733			△7,028	△25,445			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	411,571	△5,206	406,365	△4,714		△2,285	1,793	19 負担金、補助及び交付金	△5,206	11 浄化槽設置整備事業(政策) △5,206
										19 浄化槽等設置事業費補助金 △5,206
4 予防費	113,461	△16,600	96,861				△16,600	13 委託料	△16,600	02 法定予防接種事業 △13,400
										13 予防接種委託 △13,400
										04 任意予防接種事業(政策) △3,200
										13 予防接種委託 △3,200
6 環境保全対策費	450,488	△10,420	440,068				△10,420	1 報酬	△260	05 公害防止対策事業(政策) △794
								13 委託料	△10,160	13 河川水質等調査業務委託 △150
										13 臭気測定調査委託 △615
										13 自動車騒音常時監視調査業務委託 △29
										06 不法投棄対策事業 △110
										1 廃棄物不法投棄監視員報酬 △20
										1 環境保全監視員報酬 △90
										09 一般廃棄物処理事業(政策) △9,366
										13 家庭系一般廃棄物収集業務委託 △9,366
										12 環境保全推進事業 △150
										1 環境審議会委員報酬 △150
計	1,068,487	△32,226	1,036,261	△4,714		△2,285	△25,227			

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 農業委員会費	45,242	△612	44,630				△612	1 報酬	△612	02 農業委員会運営事業 1 委員報酬	△612 △612
2 農業総務費	363,494	△8,217	355,277				△8,217	28 繰出金	△8,217	04 農業集落排水事業特別会計繰出事業 28 農業集落排水事業特別会計繰出金	△8,217 △8,217
3 農業振興費	40,364	△6,332	34,032	△5,960			△372	1 報酬 19 負担金、補助及び交付金	△135 △6,197	06 園芸振興事業(政策) 19 食の安全・安心対策事業補助金 09 農業振興事業 1 農業振興地域整備促進協議会委員報酬 19 青年就農給付金経営開始型補助金 10 農業振興事業(政策) 19 農業経営基盤強化資金利子助成補助金 19 環境保全型農業直接支援対策事業交付金 13 農地中間管理事業(政策) 19 機構集積協力金	△96 △96 △3,885 △135 △3,750 △382 △186 △196 △1,969 △1,969
8 農地費	140,589	△303	140,286	△151			△152	13 委託料 19 負担金、補助及び交付金	△152 △151	04 土地改良助成事業 19 茨城県土地改良事業団体連合会負担金 05 土地改良助成事業(政策) 19 土地改良区等事業費補助金 08 農地維持・資源向上対策事業 13 現地確認業務委託	△66 △66 △85 △85 △152 △152
計	637,628	△15,464	622,164	△6,111			△9,353				

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

1 林業振興費	13,071	△497	12,574	△198			△299	15 工事請負費	△497	03 林業振興事業(政策) 15 林道法面補修工事	△497 △497
計	13,071	△497	12,574	△198			△299				

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

2 商工振興費	107,746	△473	107,273				△473	9 旅費	△473	10 企業立地促進事業(政策) 9 職員普通旅費	△473 △473
4 歩崎公園管理費	55,013	△9,900	45,113				△9,900	11 需用費 13 委託料	△2,300 △7,600	03 歩崎公園管理運営事業	△600 △600

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他				
									13 歩崎公園トイレ基本・実施設計業務委託	△600
									06 水族館管理運営事業(政策)	△2,300
									11 修繕料	△2,300
									14 農村環境改善センター管理運営事業(政策)	△7,000
									13 農村環境改善センター改修設計等委託	△7,000
計	332,561	△10,373	322,188							

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

1 道路橋梁維持費	172,445	△3,000	169,445	△4,576			1,576	15 工事請負費	△3,000	03 道路維持管理事業(政策)	△3,000
										15 道路改修工事	△3,000
2 道路橋梁新設改良費	231,136	△7,000	224,136	△8,415	△11,300		12,715	15 工事請負費	△7,000	05 市道整備事業(政策)	△7,000
										15 道路改良工事	△4,000
										15 道路舗装補修工事	△3,000
3 地域再生基盤整備事業費	113,703	△34,400	79,303	△23,401	△21,000		10,001	15 工事請負費	△33,000	02 道整備交付金事業(政策)	△34,400
								22 補償、補填及び賠償金	△1,400	15 道路改良工事	△33,000
										22 物件等補償	△1,400
計	517,284	△44,400	472,884	△36,392	△32,300		24,292				

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

1 都市計画総務費	1,164,884	△61,207	1,103,677	△151	△9,500		△51,556	13 委託料	△1,475	04 都市計画調整事業(政策)	△1,475
								19 負担金、補助及び交付金	△19,667	13 大規模盛土造成地の変動予測調査業務委託	△302
										13 用途地域変更業務委託	△573
										13 都市施設再生調査業務委託	△600
								28 繰出金	△40,065	07 下水道事業特別会計繰出事業	△40,065
										28 下水道事業特別会計繰出金	△40,065
										09 神立駅周辺整備事業(政策)	△19,667
										19 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合負担金	△15,167
										19 神立駅西口自転車駐車場整備事業負担金	△4,500
2 公園費	16,288	△1,200	15,088				△1,200	13 委託料	△1,200	02 都市公園維持管理事業	△1,200
										13 公園等管理委託	△1,200

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3 街路事業費	385,700	△7,182	378,518		3,600		△10,782	17 公有財産購入費 22 補償、補填及び賠償金	03 街路整備事業(政策) 17 付替道路等用地取得費 22 物件等補償費 22 電柱等移設補償費	△7,182 △2,000 △1,325 △3,857
計	1,566,872	△69,589	1,497,283	△151	△5,900		△63,538			

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

1 常備消防費	688,865	△2,328	686,537				△2,328	19 負担金、補助及び交付金	03 常備消防事業 19 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会負担金	△2,228 △2,228
2 非常備消防費	65,007	△5,472	59,535				△5,472	1 報酬 8 報償費	04 常備消防事業(政策) 19 民間企業消防協力隊補助金 02 消防団運営事業 1 団員報酬 8 消防団員退職報償金	△100 △100 △5,472 △381 △5,091
3 消防施設整備費	195,728	△1,473	194,255		△13,400		11,927	13 委託料 18 備品購入費	02 消防車両整備事業(政策) 13 車載無線機・車両運用端末装置設置業務委託 18 消防署指揮車 04 消防水利整備事業(政策) 13 防火水槽設計委託	△909 △328 △581 △564 △564
4 災害対策費	131,850	△17,360	114,490	△12,244	△4,000		△1,116	13 委託料 15 工事請負費	08 防災無線整備事業(政策) 13 緊急情報配信システム導入委託 15 防災行政無線デジタル化整備工事	△17,360 △1,512 △15,848 △1,512 △15,848
計	1,081,450	△26,633	1,054,817	△12,244	△17,400		3,011			

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

3 教育振興対策費	103,159	△652	102,507	△218			△434	19 負担金、補助及び交付金	26 幼稚園教育振興事業(政策) 19 私立幼稚園就園奨励費補助金	△652 △652
計	204,563	△652	203,911	△218			△434			

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 小学校管理費	328,798	△15,665	313,133	△455		△597	△14,613	13 委託料	△15,665	05 小学校管理運営事業(政策) 13 小学校スクールバス運行委託 08 小学校保健事業 13 保健管理委託 13 教職員健康診断委託 10 小学校給食管理運営事業(政策) 13 学校給食業務委託	△2,092 △2,092 △550 △400 △150 △13,023 △13,023
3 小学校整備費	91,608	△8,500	83,108		△7,500		△1,000	15 工事請負費 18 備品購入費	△5,500 △3,000	07 下稲吉小学校施設整備事業(政策) 15 下稲吉小学校施設整備工事 09 美並小学校施設統合環境整備事業(政策) 18 南小学校備品	△5,500 △5,500 △3,000 △3,000
計	468,048	△24,165	443,883	△455	△7,500	△597	△15,613				

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

1 中学校管理費	169,191	△20,490	148,701	△3,147		△3,801	△13,542	13 委託料 15 工事請負費	△18,490 △2,000	03 中学校管理運営事業(政策) 13 霞ヶ浦中学校スクールバス運行委託 05 中学校施設維持管理事業(政策) 13 霞ヶ浦中学校武道館耐震化設計業務委託 15 千代田中学校校舎屋根補修工事 08 中学校給食管理運営事業(政策) 13 学校給食業務委託	△6,948 △6,948 △2,400 △400 △2,000 △11,142 △11,142
2 中学校教育振興費	39,381	△1,250	38,131	△125			△1,125	20 扶助費	△1,250	09 中学校就学支援事業 20 就学援助費 20 特別支援教育就学奨励費	△1,250 △1,000 △250
3 中学校整備費	44,953	△2,000	42,953				△2,000	18 備品購入費	△2,000	07 霞ヶ浦中学校施設統合環境整備事業(政策) 18 霞ヶ浦中学校備品	△2,000 △2,000
計	253,525	△23,740	229,785	△3,272		△3,801	△16,667				

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 社会教育 総務費	73,893	△1,400	72,493				△1,400	13 委託料 19 負担金、補助 及び 交付金	△400 △1,000	02 生涯学習推進事業 19 派遣社会教育主事市町村負 担金 09 学校家庭地域の連携協力推進事 業(政策) 13 土曜日の教育支援体制等構 築業務委託	△1,000 △1,000 △400 △400
2 公民館費	91,108	△500	90,608				△500	8 報償費	△500	16 公民館コミュニティ活動事業(政策) 8 記念品	△500 △500
3 文化振興 費	8,568	△191	8,377				△191	14 使用料 及び 賃借料	△191	04 埋蔵文化財事業 14 試掘作業用重機借上料	△191 △191
5 歴史 博物館費	73,605	△2,965	70,640				△2,965	13 委託料 15 工事 請負費	△1,885 △1,080	03 歴史博物館管理運営事業(政策) 15 歴史博物館舗装等工事 05 ジオパーク推進事業(政策) 13 ジオパーク案内看板整備委 託	△1,080 △1,080 △1,885 △1,885
計	286,023	△5,056	280,967				△5,056				

(款) 10 教育費

(項) 5 保健体育費

1 保健体育 総務費	50,261	△2,700	47,561				△2,700	11 需用費	△2,700	04 市民ふれあいスポーツ推進事業 11 光熱水費	△2,700 △2,700
2 体育施設 管理費	84,925	△10,003	74,922				△10,003	13 委託料	△10,003	03 わかぐり運動公園管理運営事業 13 施設管理委託 04 多目的運動広場管理運営事業 13 施設管理委託 05 戸沢公園運動広場管理運営事業 13 施設管理委託 06 第1常陸野公園管理運営事業 13 施設管理委託	△2,550 △2,550 △3,400 △3,400 △2,102 △2,102 △1,951 △1,951
計	135,186	△12,703	122,483				△12,703				

給与費明細表

1 特別職

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与費					共済費	合計	
		報酬	給料	期末手当年間支給率(月分)	その他の手当	計			
補正後	長等	3		23,004	6,970 (3.15)	2,308	32,282	6,178	38,460
	議員	16	52,620		16,642 (3.15)		69,262	20,789	90,051
	その他の特別職	1,665	105,754				105,754	635	106,389
	計	1,684	158,374	23,004	23,612	2,308	207,298	27,602	234,900
補正前	長等	3		23,004	6,970 (3.15)	2,308	32,282	6,178	38,460
	議員	16	52,620		16,642 (3.15)		69,262	20,789	90,051
	その他の特別職	1,665	107,142				107,142	635	107,777
	計	1,684	159,762	23,004	23,612	2,308	208,686	27,602	236,288
比較	長等								
	議員								
	その他の特別職		△ 1,388				△ 1,388		△ 1,388
	計		△ 1,388				△ 1,388		△ 1,388

2 一般職

(1)総括

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	369		1,470,756	1,022,869	2,493,625	461,592	2,955,217
補正前	369		1,470,756	1,022,869	2,493,625	461,592	2,955,217
比較							

(単位 千円)

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当	宿日直手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	退職手当	管理職員特別勤務手当
	補正後	47,791	344,337	230,422	17,736	25,298	66,246	4,093	50,538	2,050	27,924	7,663	196,593	2,178
	補正前	47,791	344,337	230,422	17,736	25,298	66,246	4,093	50,538	2,050	27,924	7,663	196,593	2,178
	比較													

議案第26号

平成29年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成29年度かすみがうら市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ239,531千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

5,622,752千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		1,114,092	△ 50,945	1,063,147
	1 国民健康保険税	1,114,092	△ 50,945	1,063,147
3 国庫支出金		1,178,849	△ 117,379	1,061,470
	1 国庫負担金	941,950	△ 117,379	824,571
7 共同事業交付金		1,267,903	△ 63,658	1,204,245
	1 共同事業交付金	1,267,903	△ 63,658	1,204,245
9 繰入金		605,394	△ 7,549	597,845
	1 一般会計繰入金	455,394	△ 7,549	447,845
歳入合計		5,862,283	△ 239,531	5,622,752

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		42,075	△ 756	41,319
	1 総務管理費	40,548	△ 756	39,792
2 保険給付費		3,488,212	△ 49,939	3,438,273
	1 療養諸費	3,062,019	△ 49,939	3,012,080
3 後期高齢者支援金等		637,870	△ 1,859	636,011
	1 後期高齢者支援金等	637,870	△ 1,859	636,011
6 介護納付金		247,249	△ 2,429	244,820
	1 介護納付金	247,249	△ 2,429	244,820
7 共同事業拠出金		1,343,117	△ 184,548	1,158,569
	1 共同事業拠出金	1,343,117	△ 184,548	1,158,569
歳出	合計	5,862,283	△ 239,531	5,622,752

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	1,114,092	△50,945	1,063,147
2 使用料及び手数料	1,000	0	1,000
3 国庫支出金	1,178,849	△117,379	1,061,470
4 療養給付費交付金	82,825	0	82,825
5 前期高齢者交付金	1,328,771	0	1,328,771
6 県支出金	262,047	0	262,047
7 共同事業交付金	1,267,903	△63,658	1,204,245
8 財産収入	9	0	9
9 繰入金	605,394	△7,549	597,845
10 繰越金	2,260	0	2,260
11 諸収入	19,133	0	19,133
歳入合計	5,862,283	△239,531	5,622,752

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	42,075	△756	41,319				△756
2 保 険 給 付 費	3,488,212	△49,939	3,438,273	△112,465			62,526
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	637,870	△1,859	636,011	△4,137			2,278
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	2,344	0	2,344				
5 老 人 保 健 拠 出 金	14	0	14				
6 介 護 納 付 金	247,249	△2,429	244,820	△777			△1,652
7 共 同 事 業 拠 出 金	1,343,117	△184,548	1,158,569			△63,658	△120,890
8 保 健 事 業 費	46,070	0	46,070				
9 基 金 積 立 金	9	0	9				
10 諸 支 出 金	40,323	0	40,323				
11 予 備 費	15,000	0	15,000				
歳 出 合 計	5,862,283	△239,531	5,622,752	△117,379		△63,658	△58,494

2 歳 入

(款) 1 国民健康保険税

(項) 1 国民健康保険税

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般被保険者 国民健康保険税	1,089,710	△42,091	1,047,619	1 医療給付費分 現年課税分	△27,258	現年課税分
				2 後期高齢者支援金 分現年課税分	△8,395	現年課税分
				3 介護納付金分 現年課税分	△6,438	現年課税分
2 退職被保険者等 国民健康保険税	24,382	△8,854	15,528	1 医療給付費分 現年課税分	△5,587	現年課税分
				2 後期高齢者支援金 分現年課税分	△1,876	現年課税分
				3 介護納付金分 現年課税分	△1,391	現年課税分
計	1,114,092	△50,945	1,063,147			

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 療養給付費等負担金	894,112	△117,379	776,733	1 現年度療養給付費 等負担金	△117,379	療養給付費等負担金 介護納付金負担金 後期高齢者支援金分	△112,465 △777 △4,137
計	941,950	△117,379	824,571				

(款) 7 共同事業交付金

(項) 1 共同事業交付金

1 高額医療費共同事業 交付金	111,785	10,183	121,968	1 高額医療費共同 事業交付金	10,183	高額医療費共同事業交付金	
2 保険財政共同安定化 事業交付金	1,156,118	△73,841	1,082,277	1 保険財政共同安定 化事業交付金	△73,841	保険財政共同安定化事業交付金	
計	1,267,903	△63,658	1,204,245				

(款) 9 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	455,394	△7,549	447,845	1 一般会計繰入金	△7,549	保険基盤安定繰入金(支援分) 保険基盤安定繰入金(軽減分)	△2,978 △4,571
計	455,394	△7,549	447,845				

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一 般 源		節		説 明
				特 定 財 源			一 財	股 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 一般管理費	38,881	△756	38,125				△756	13 委託料	△756	02 一般管理事業 13 電算システム改修委託	△756 △756
計	40,548	△756	39,792				△756				

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

1 一般被保険者療養給付費	2,938,000	△49,939	2,888,061	△112,465			62,526	19 負担金、補助及び交付金	△49,939	01 一般被保険者療養給付事業 19 一般被保険者療養給付費	△49,939 △49,939
計	3,062,019	△49,939	3,012,080	△112,465			62,526				

(款) 3 後期高齢者支援金等

(項) 1 後期高齢者支援金等

1 後期高齢者支援金	637,823	△1,859	635,964	△4,137			2,278	19 負担金、補助及び交付金	△1,859	01 後期高齢者支援事業 19 後期高齢者支援金	△1,859 △1,859
計	637,870	△1,859	636,011	△4,137			2,278				

(款) 6 介護納付金

(項) 1 介護納付金

1 介護納付金	247,249	△2,429	244,820	△777			△1,652	19 負担金、補助及び交付金	△2,429	01 介護納付金事業 19 介護納付金	△2,429 △2,429
計	247,249	△2,429	244,820	△777			△1,652				

(款) 7 共同事業拠出金

(項) 1 共同事業拠出金

1 高額医療費拠出金	165,607	△59,669	105,938			10,183	△69,852	19 負担金、補助及び交付金	△59,669	01 高額医療費拠出金事業 19 高額医療費拠出金	△59,669 △59,669
2 保険財政共同安定化事業拠出金	1,177,508	△124,879	1,052,629			△73,841	△51,038	19 負担金、補助及び交付金	△124,879	01 保険財政共同安定化事業拠出金 19 保険財政共同安定化事業拠出金	△124,879 △124,879
計	1,343,117	△184,548	1,158,569			△63,658	△120,890				

議案第27号

平成29年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成29年度かすみがうら市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,532千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ737,384千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		264,706	19,532	284,238
	1 後期高齢者医療保険料	264,706	19,532	284,238
歳 入 合 計		717,852	19,532	737,384

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		710,680	19,532	730,212
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	710,680	19,532	730,212
歳 出 合 計		717,852	19,532	737,384

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	264,706	19,532	284,238
2 使用料及び手数料	1	0	1
3 繰入金	447,291	0	447,291
4 繰越金	2,921	0	2,921
5 諸収入	2,933	0	2,933
歳入合計	717,852	19,532	737,384

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	3,014	0	3,014				
2 後期高齢者医療広域連合納付金	710,680	19,532	730,212				19,532
3 諸 支 出 金	3,158	0	3,158				
4 予 備 費	1,000	0	1,000				
歳 出 合 計	717,852	19,532	737,384				19,532

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 特別徴収保険料	173,812	10,059	183,871	1 現年度分特別徴収 保 険 料	10,059	現年度分
2 普通徴収保険料	90,894	9,473	100,367	1 現年度分普通徴収 保 険 料	8,658	現年度分
				2 滞納繰越分普通徴 収 保 険 料	815	滞納繰越分
計	264,706	19,532	284,238			

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 後期高齢者医療広域連合納付金	710,680	19,532	730,212				19,532	19 負担金、補助及び交付金	19,532	01 後期高齢者医療広域連合納付事業 19 被保険者保険料等	19,532 19,532
計	710,680	19,532	730,212				19,532				

議案第28号

平成29年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度かすみがうら市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,691千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,128,279千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国 庫 支 出 金		4,300	△ 2,583	1,717
	1 国 庫 補 助 金	4,300	△ 2,583	1,717
4 繰 入 金		619,203	△ 40,065	579,138
	1 一 般 会 計 繰 入 金	619,203	△ 40,065	579,138
5 繰 越 金		5,000	18,000	23,000
	1 繰 越 金	5,000	18,000	23,000
6 諸 収 入		9,402	△ 4,043	5,359
	2 雑 入	9,401	△ 4,043	5,358
7 市 債		176,700	△ 2,000	174,700
	1 市 債	176,700	△ 2,000	174,700
歳 入 合 計		1,158,970	△ 30,691	1,128,279

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下 水 道 費		540,897	△ 30,691	510,206
	1 下 水 道 管 理 費	419,739	△ 21,598	398,141
	2 下 水 道 建 設 費	121,158	△ 9,093	112,065
2 公 債 費		613,073	0	613,073
	1 公 債 費	613,073	0	613,073
歳 出 合 計		1,158,970	△ 30,691	1,128,279

第 2 表 繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 下水道費	2 下水道建設費	流域下水道事業整備事業	1,649

第 3 表 地 方 債 補 正

1 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道資本費平準化債	8, 1 0 0	普通貸借又は証券発行	3. 0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。	8, 8 0 0	普通貸借又は証券発行	3. 0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。
特定環境保全公共下水道資本費平準化債	4 7, 2 0 0				4 7, 9 0 0			
公共下水道公営企業法適用推進事業債	3 8, 7 0 0				3 6, 0 0 0			
流域下水道事業債	6, 3 0 0				5, 6 0 0			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	8,210	0	8,210
2 使用料及び手数料	336,155	0	336,155
3 国庫支出金	4,300	△2,583	1,717
4 繰入金	619,203	△40,065	579,138
5 繰越金	5,000	18,000	23,000
6 諸収入	9,402	△4,043	5,359
7 市債	176,700	△2,000	174,700
歳入合計	1,158,970	△30,691	1,128,279

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 下 水 道 費	540,897	△30,691	510,206	△2,583	△3,400	△4,043	△20,665
2 公 債 費	613,073	0	613,073		1,400		△1,400
3 予 備 費	5,000	0	5,000				
歳 出 合 計	1,158,970	△30,691	1,128,279	△2,583	△2,000	△4,043	△22,065

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 下水道費国庫補助金	4,300	△2,583	1,717	1 下水道費補助金	△2,583	社会資本総合整備交付金
計	4,300	△2,583	1,717			

(款) 4 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	619,203	△40,065	579,138	1 一般会計繰入金	△40,065	一般会計繰入金
計	619,203	△40,065	579,138			

(款) 5 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	5,000	18,000	23,000	1 繰越金	18,000	繰越金
計	5,000	18,000	23,000			

(款) 6 諸収入

(項) 2 雑入

1 雑入	9,401	△4,043	5,358	1 雑入	△4,043	神立駅周辺整備事業下水道建設負担金
計	9,401	△4,043	5,358			

(款) 7 市債

(項) 1 市債

1 下水道債	176,700	△2,000	174,700	1 公共下水道債	△800	公共下水道資本費平準化債 700 公営企業法適用推進事業債 △1,500
				2 特定環境保全 公共下水道債	△500	特定環境保全公共下水道資本費平準化債 700 公営企業法適用推進事業債 △1,200
				3 流域下水道債	△700	流域下水道事業債
計	176,700	△2,000	174,700			

3 歳 出

(款) 1 下水道費

(項) 1 下水道管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 下 水 道 総 務 費	77,505	△2,323	75,182				△2,323	13 委託料	△5,361	02 下水道総務事業 27 消費税納付金 03 下水道総務事業(政策) 13 下水道事業認可変更業務委託 13 下水道排水設備等管理業務委託 13 公共下水道雨水計画更新委託	3,038
								27 公課費	3,038		3,038
											△2,310
											△503
2 下 水 道 維 持 費	251,340	△13,114	238,226	△2,583	△1,500		△9,031	13 委託料	△7,806	02 下水道維持事業 13 管路マンホール調査業務委託 19 霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金 03 下水道維持事業(政策) 13 長寿命化計画策定に係る調査業務委託 13 下水道資産台帳作成業務委託	△6,464
								19 負担金、補助及び交付金	△5,308		△1,156
											△5,308
											△6,650
3 特定環境 保全公共 下 水 道 維 持 費	89,805	△6,161	83,644		△1,200		△4,961	13 委託料	△3,118	02 特定環境保全公共下水道維持事業 13 管渠布設替工事設計業務委託 13 公共汚水柵設置工事設計業務委託 15 公共柵設置工事 15 管渠布設替工事 19 霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金 03 特定環境保全公共下水道維持事業(政策) 13 下水道資産台帳作成業務委託	△4,993
								15 工事請負費	△2,649		△1,650
								19 負担金、補助及び交付金	△394		△300
											△211
計	419,739	△21,598	398,141	△2,583	△2,700		△16,315				

(款) 1 下水道費

(項) 2 下水道建設費

1 公共下水道整備事業費	94,523	△8,377	86,146			△4,043	△4,334	13 委託料	△6,371	02 公共下水道整備事業	△8,377
								15 工事請負費	△2,006	13 管渠布設工事設計委託	△4,668
										13 制御盤移設設計委託	△1,703
										15 単独汚水管渠布設工事	△2,006

(款) 1 下水道費

(項) 2 下水道建設費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
3 流域下水道整備事業費	6,668	△716	5,952		△700		△16	19 負担金、補助及び交付金	△716	01 流域下水道整備事業 19 霞ヶ浦湖北流域下水道建設負担金	△716 △716
計	121,158	△9,093	112,065		△700	△4,043	△4,350				

(款) 2 公債費

(項) 1 公債費

1 元 金	483,531	0	483,531		1,400		△1,400			01 下水道事業起債元金償還事業(財源振替)	
計	613,073	0	613,073		1,400		△1,400				

議案第29号

平成29年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度かすみがうら市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ803千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ444,387千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		285,874	△ 8,217	277,657
	1 一般会計繰入金	285,874	△ 8,217	277,657
6 繰越金		3,000	5,414	8,414
	1 繰越金	3,000	5,414	8,414
8 市債		73,700	2,000	75,700
	1 市債	73,700	2,000	75,700
歳入合計		445,190	△ 803	444,387

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水事業費		174,509	△ 803	173,706
	1 農業集落排水事業費	174,509	△ 803	173,706
2 公債費		267,681	0	267,681
	1 公債費	267,681	0	267,681
歳 出 合 計		445,190	△ 803	444,387

第 2 表 地 方 債 補 正

1 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業資本費平準化債	62,800	普通貸借又は証券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。	65,600	普通貸借又は証券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。
公営企業法適用推進事業債	10,900				10,100			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	2,900	0	2,900
2 使用料及び手数料	78,633	0	78,633
3 県費支出金	1,080	0	1,080
4 財産収入	1	0	1
5 繰入金	285,874	△8,217	277,657
6 繰越金	3,000	5,414	8,414
7 諸収入	2	0	2
8 市債	73,700	2,000	75,700
歳入合計	445,190	△803	444,387

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 農 業 集 落 排 水 事 業 費	174,509	△803	173,706		△800		△3
2 公 債 費	267,681	0	267,681		2,800		△2,800
3 予 備 費	3,000	0	3,000				
歳 出 合 計	445,190	△803	444,387		2,000		△2,803

2 歳 入

(款) 5 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	285,874	△8,217	277,657	1 一般会計繰入金	△8,217	一般会計繰入金
計	285,874	△8,217	277,657			

(款) 6 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	3,000	5,414	8,414	1 繰越金	5,414	繰越金
計	3,000	5,414	8,414			

(款) 8 市債

(項) 1 市債

1 農業集落排水事業債	73,700	2,000	75,700	1 農業集落排水事業債	2,000	農業集落排水事業資本費平準化債 公営企業法適用推進事業債	2,800 △800
計	73,700	2,000	75,700				

3 歳 出

(款) 1 農業集落排水事業費

(項) 1 農業集落排水事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明			
				特定財源			一 財	一般 源		区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他						
1 施設管理費	174,509	△803	173,706		△800			△3	13 委託料	△803	03 農業集落排水維持管理事業（政策） 13 農集台帳作成業務委託	△803 △803
計	174,509	△803	173,706		△800			△3				

(款) 2 公債費

(項) 1 公債費

1 元 金	215,366	0	215,366		2,800			△2,800			01 農業集落排水事業起債元金償還事業（財源振替）	
計	267,681	0	267,681		2,800			△2,800				

議案第30号

平成29年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成29年度かすみがうら市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,599千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,430,219千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国 庫 支 出 金		723,027	△ 12,257	710,770
	1 国 庫 負 担 金	562,833	△ 9,600	553,233
	2 国 庫 補 助 金	160,194	△ 2,657	157,537
4 支 払 基 金 交 付 金		900,403	△ 13,733	886,670
	1 支 払 基 金 交 付 金	900,403	△ 13,733	886,670
5 県 支 出 金		482,399	△ 6,131	476,268
	1 県 負 担 金	475,299	△ 6,000	469,299
	3 県 補 助 金	7,098	△ 131	6,967
7 繰 入 金		526,304	△ 4,852	521,452
	1 一 般 会 計 繰 入 金	526,303	△ 4,852	521,451
8 繰 越 金		60,018	346	60,364
	1 繰 越 金	60,018	346	60,364
9 諸 収 入		5,303	1,028	6,331
	2 雑 入	5,202	1,028	6,230
歳 入 合 計		3,465,818	△ 35,599	3,430,219

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保 険 給 付 費		3,206,076	△ 36,862	3,169,214
	4 高 額 介 護 サービス 等 諸 費	118,770	△ 38,062	80,708
	5 市 町 村 特 別 給 付 費	11,823	1,200	13,023
4 地 域 支 援 事 業 費		49,989	1,263	51,252
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	2,938	△ 1,044	1,894
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	28,074	2,307	30,381
歳 出 合 計		3,465,818	△ 35,599	3,430,219

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料	758,214	0	758,214
2 使 用 料 及 び 手 数 料	100	0	100
3 国 庫 支 出 金	723,027	△12,257	710,770
4 支 払 基 金 交 付 金	900,403	△13,733	886,670
5 県 支 出 金	482,399	△6,131	476,268
6 財 産 収 入	50	0	50
7 繰 入 金	526,304	△4,852	521,452
8 繰 越 金	60,018	346	60,364
9 諸 収 入	5,303	1,028	6,331
10 介 護 サ ー ビ ス 収 入	10,000	0	10,000
歳 入 合 計	3,465,818	△35,599	3,430,219

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	109,429	0	109,429				
2 保 険 給 付 費	3,206,076	△36,862	3,169,214	△18,000		△19,440	578
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
4 地 域 支 援 事 業 費	49,989	1,263	51,252	△388		2,014	△363
5 介 護 サ ー ビ ス 事 業 費	14,525	0	14,525				
6 基 金 積 立 金	15,488	0	15,488				
7 諸 支 出 金	60,310	0	60,310				
8 予 備 費	10,000	0	10,000				
歳 出 合 計	3,465,818	△35,599	3,430,219	△18,388		△17,426	215

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 介護給付費負担金	562,833	△9,600	553,233	1 現 年 度 分	△9,600	介護給付費国庫負担金
計	562,833	△9,600	553,233			

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 調整交付金	146,315	△2,448	143,867	1 現 年 度 分	△2,448	介護給付費調整交付金
2 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	4,295	△209	4,086	1 現 年 度 分	△209	地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)
計	160,194	△2,657	157,537			

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	894,390	△13,440	880,950	1 現 年 度 分	△13,440	支払基金交付金
2 地域支援事業支援交付金	6,013	△293	5,720	1 現 年 度 分	△293	地域支援事業支援交付金
計	900,403	△13,733	886,670			

(款) 5 県支出金

(項) 1 県負担金

1 介護給付費負担金	475,299	△6,000	469,299	1 現 年 度 分	△6,000	介護給付費県負担金
計	475,299	△6,000	469,299			

(款) 5 県支出金

(項) 3 県補助金

1 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	2,684	△131	2,553	1 現 年 度 分	△131	地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業)
計	7,098	△131	6,967			

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	399,281	△6,000	393,281	1 現 年 度 分	△6,000	介護給付費繰入金
2 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	2,684	△131	2,553	1 現 年 度 分	△131	地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業)

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外)	4,414	1,279	5,693	1 現年度分	1,279	地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業以外)
計	526,303	△4,852	521,451			

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	60,018	346	60,364	1 繰越金	346	前年度繰越金
計	60,018	346	60,364			

(款) 9 諸収入

(項) 2 雑入

3 雑入	5,200	1,028	6,228	1 雑入	1,028	「食」の自立支援事業費負担金
計	5,202	1,028	6,230			

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 4 高額介護サービス等諸費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 高額介護サービス費	118,500	△38,062	80,438	△18,000		△19,440	△622	19 負担金、補助及び交付金	△38,062	01 高額介護サービス事業 19 高額介護サービス費	△38,062 △38,062
計	118,770	△38,062	80,708	△18,000		△19,440	△622				

(款) 2 保険給付費

(項) 5 市町村特別給付費

1 市町村特別給付費	11,823	1,200	13,023				1,200	19 負担金、補助及び交付金	1,200	02 市町村特別給付事業(政策) 19 市町村特別給付費	1,200 1,200
計	11,823	1,200	13,023				1,200				

(款) 4 地域支援事業費

(項) 2 一般介護予防事業費

1 一般介護予防事業費	2,938	△1,044	1,894	△388		△293	△363	13 委託料	△1,044	02 介護予防普及啓発事業 13 一般介護予防事業委託	△1,044 △1,044
計	2,938	△1,044	1,894	△388		△293	△363				

(款) 4 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業・任意事業費

3 任意事業費	12,626	2,307	14,933			2,307		13 委託料	2,307	01 任意事業 13 「食」の自立支援事業委託	2,307 2,307
計	28,074	2,307	30,381			2,307					

議案第 38 号

市道路線の認定について

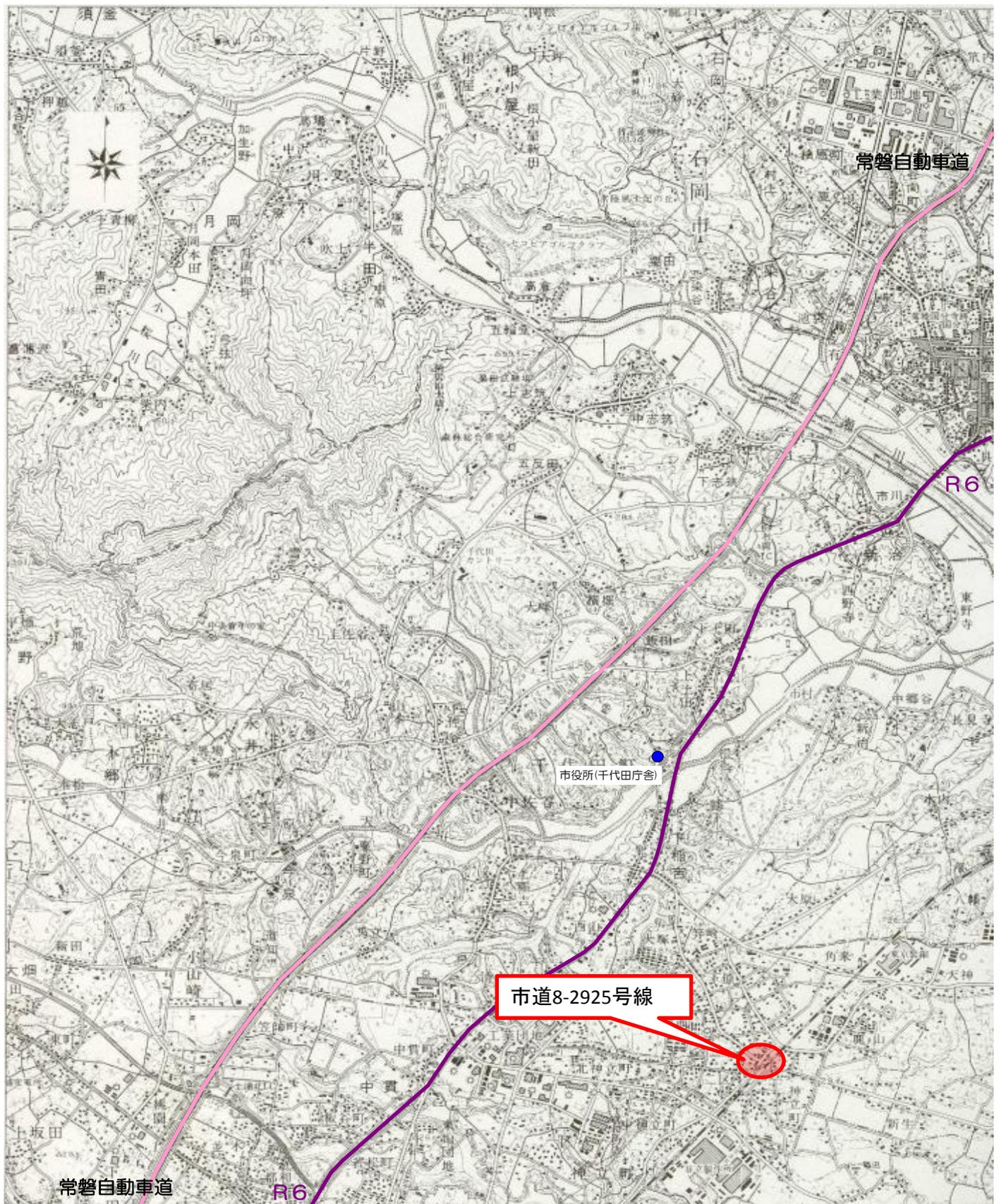
市道に認定することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

路線名		道路区域(区間)		敷地の幅員	総延長
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	最小～最大 (m)	(m)
その他	8-2925	下稲吉 2607 番 8	下稲吉 2605 番 20	2.50～2.50	93.80

路線認定位置図（千代田地区）



詳細位置図(認定図)



議案第 39 号

市道路線の廃止について

市道路線を廃止することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

路線名		道路区域(区間)		総延長
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	(m)
その他	2121	宍倉 4883 番	宍倉 4885 番	91.95

路線廃止位置図（霞ヶ浦地区）



詳細位置図



(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表（新規制定条例及び廃止条例は除く。）

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表(かすみがうら市廃棄物減量等推進審議会条例 附則第2項関係)

【改正前】

別表第1(第2条、第5条、第6条関係)

職名	報酬			旅費			
	年額	月額	日額	車賃(1キロメートルにつき)	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)	食卓料(1夜につき)
執行機関							
(略)							
附属機関	(略)						
環境美化委員会議委員			7,500	37	2,100	12,500	2,100
(略)							
補助機関	(略)						

備考 (略)

【改正後】

別表第1(第2条、第5条、第6条関係)

職名	報酬			旅費			
	年額	月額	日額	車賃(1キロメートルにつき)	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)	食卓料(1夜につき)
執行機関							
(略)							
附属機関	(略)						
環境美化委員会議委員			7,500	37	2,100	12,500	2,100
廃棄物減量等推進審議会委員			7,500	37	2,100	12,500	2,100
(略)							
補助機関	(略)						

備考 (略)

かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例 新旧対照表(公職選挙法の一部を改正する法律及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 第1条関係)

改正前	改正後
<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか 1 台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が 1万5,300円 を超える場合には、1万5,300円)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか 1 台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が 1万5,800円 を超える場合には、1万5,800円)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、</p>

<p>7,350 円に当該候補者につき法第 86 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項又は第 8 項の規定による候補者の届出があった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)ウ (略)</p>	<p>7,560 円に当該候補者につき法第 86 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項又は第 8 項の規定による候補者の届出があった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)ウ (略)</p>
<p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続) 第 8 条 本市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条に規定する契約に基づきポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価(当該作成単価が 1,000 円を超えるときは、1,000 円)に、作成枚数(当該作成枚数が当該選挙におけるポスター掲示場の数に 1.1 を乗じて得た数を超えるときは、当該 1.1 を乗じて得た数。この場合において、1 未満の端数が生じたときは、これを 1 に切り上げる。)を乗じて得た金額を、第 6 条において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求により、当該ポスター作成業者に支払うものとする。</p>	<p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続) 第 8 条 本市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条に規定する契約に基づきポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価(当該作成単価が 1,030 円を超えるときは、1,030 円)に、作成枚数(当該作成枚数が当該選挙におけるポスター掲示場の数に 1.1 を乗じて得た数を超えるときは、当該 1.1 を乗じて得た数。この場合において、1 未満の端数が生じたときは、これを 1 に切り上げる。)を乗じて得た金額を、第 6 条において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求により、当該ポスター作成業者に支払うものとする。</p>

かすみがうら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例 新旧対照表(公職選挙法の一部を改正する法律及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 第 2 条関係)

改正前	改正後
かすみがうら市長の選挙におけるビラの	かすみがうら市議会議員及びかすみがう

作成の公費負担に関する条例	<u>ら市長</u> の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第142条第11項の規定に基づき、<u>かすみがうら市長</u>の選挙における法第142条第1項第6号のビラの作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第142条第11項の規定に基づき、<u>かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長</u>の選挙における法第142条第1項第6号のビラの作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(ビラの作成の公費負担)</p> <p>第2条 <u>かすみがうら市長</u>の選挙における候補者(以下「候補者」という。)は、第5条に定める額の範囲内で、前条のビラを無料で作成できる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定によりかすみがうら市(以下「市」という。)に帰属することとならない場合に限る。</p>	<p>(ビラの作成の公費負担)</p> <p>第2条 <u>かすみがうら市議会議員及びかすみがうら市長</u>の選挙における候補者(以下「候補者」という。)は、第5条に定める額の範囲内で、前条のビラを無料で作成できる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定によりかすみがうら市(以下「市」という。)に帰属することとならない場合に限る。</p>
<p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 市は、前条の規定による届出をした候補者が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円30銭</u>を超える場合にあつては、<u>7円30銭</u>)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、第2条ただし書きに規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求</p>	<p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 市は、前条の規定による届出をした候補者が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超える場合にあつては、<u>7円51銭</u>)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、第2条ただし書きに規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求</p>

に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払うものとする。	に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払うものとする。
(公費負担の限度額) 第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、 7円30銭 にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た額とする。	(公費負担の限度額) 第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、 7円51銭 にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た額とする。

かすみがうら市監査委員条例 新旧対照表

改正前	改正後
(定例監査の期日等) 第5条 法第199条第4項の規定による <u>監査は、毎年10月に行う。</u>	(定例監査の期日の通知) 第5条 法第199条第4項の規定による <u>監査を行うときは、その期日の7日前までに監査の対象となる機関に通知するものとする。</u>
<u>2 監査委員は、前項の監査を行うときは、その期日の7日前までに監査の対象となる機関に通知するものとする。</u>	
(臨時監査等の期日の通知) 第6条 <u>監査委員は、法第199条第2項、第5項及び第7項並びに第235条の2第2項の規定による監査を行うときはその期日の7日前までに、法第199条第5項の規定による監査にあつては監査の対象となる機関に、法第199条第7項及び第235条の2第2項の規定による監査にあつては監査の対象となるもの及び関係機関に通知するものとする。ただし、特別の理由があるときとは、この限りでない。</u>	(臨時監査等の期日の通知) 第6条 <u>監査委員は、法第199条第2項及び第5項の規定による監査を行うときは、その期日の7日前までに監査の対象となる機関に通知するものとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u>
	<u>2 監査委員は法第199条第7項及び第235条の2第2項並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。)第27条の2第1項の規定による監査を行うときは、その期日の7日前までに監査の対</u>

	<u>象となるもの及び関係機関に通知するものとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u>
(請求又は要求に基づく監査) 第7条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項 <u>及び第7項並びに第235条の2第2項</u> の規定による監査の請求又は要求があった場合において監査を行うときは、当該請求又は要求があった日から60日以内に監査を行わなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。	(請求又は要求に基づく監査) 第7条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項、 <u>同条第7項及び第235条の2第2項並びに公企法第27条の2第1項</u> の規定による監査の請求又は要求があった場合において監査を行うときは、当該請求又は要求があった日から60日以内に監査を行わなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。
	<u>(請願の処理)</u> <u>第7条の2 監査委員は、法第125条の規定による議会からの請願の送付を受けたときは、90日以内に処理しなければならない。</u>
(決算書類等の審査) 第9条 監査委員は、法第233条第2項及び第241条第5項並びに <u>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)</u> 第30条第2項の規定により決算及び証書類等並びに基金の運用状況を示す書類が審査に付されたときは、 <u>60日</u> 以内に意見書を市長に提出しなければならない。	(決算書類等の審査) 第9条 監査委員は、法第233条第2項及び第241条第5項並びに <u>公企法</u> 第30条第2項の規定により決算及び証書類等並びに基金の運用状況を示す書類が審査に付されたときは、 <u>90日</u> 以内に意見書を市長に提出しなければならない。
(健全化判断比率等の審査) 第10条 監査委員は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が審査に付されたときは、 <u>60日</u> 以内に意見書を市長に提出しなければならない。	(健全化判断比率等の審査) 第10条 監査委員は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が審査に付されたときは、 <u>90日</u> 以内に意見書を市長に提出しなければならない。
(職員の賠償責任の監査等) 第11条 監査委員は、法第243条の2第3項 <u>本</u>	(職員の賠償責任の監査等) 第11条 監査委員は、法第243条の2第3項 <u>若</u>

<p>文又は第8項後段の規定により市長から監査又は意見を求められたときは、30日以内に監査結果報告書又は意見書を提出しなければならない。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>しくは第8項後段又は公企法第34条の規定により市長から監査又は意見を求められたときは、60日以内に監査結果報告書又は意見書を提出しなければならない。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p>
	<p>附 則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>

かすみがうら市個人情報保護条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2) (略) (3) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる者を含む。)をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2) (略) (3) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。 7 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。))で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識</p>

<p>(4)～(11) (略)</p>	<p><u>別することができることとなるものを含む。)</u></p> <p><u>イ 個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p><u>(4) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報</u><u>の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)第 2 条第 3 項に規定する個人識別符号をいう。</u></p> <p><u>(5) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報</u><u>をいう。</u></p> <p><u>(6)～(13) (略)</u></p>
<p>(収集の制限)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>2 実施機関は、<u>思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報</u>については、収集してはならない。ただし、法令又は条例若しくはこれに基づく規則(以下「法令等」という。)に定めがある場合及び個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ不可欠である場合は、この限りでない。</p> <p>3 及び 4 (略)</p>	<p>(収集の制限)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>2 実施機関は、<u>要配慮個人情報</u>については、収集してはならない。ただし、法令又は条例若しくはこれに基づく規則(以下「法令等」という。)に定めがある場合及び個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ不可欠である場合は、この限りでない。</p> <p>3 及び 4 (略)</p>

かすみがうら市情報公開条例 新旧対照表(かすみがうら市個人情報保護条例の一部を改正する条例 附則第 2 条関係)

改正前	改正後
<p>(公開しないことができる市政情報)</p> <p>第 9 条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する市政情報(以下「非公開情報」という。)については、公開をしないことができる。</p>	<p>(公開しないことができる市政情報)</p> <p>第 9 条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する市政情報(以下「非公開情報」という。)については、公開をしないことができる。</p>

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で、<u>特定の個人を識別することができるもの</u>(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(3)～(9) (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で<u>あって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図面若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)</u>により<u>特定の個人を識別することができるもの</u>(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>(3)～(9) (略)</p>
--	--

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後																																
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>372,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;"><u>420,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">471,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">532,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">607,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">709,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">829,000円</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	<u>372,000円</u>	2	<u>420,000円</u>	3	471,000円	4	532,000円	5	607,000円	6	709,000円	7	829,000円	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>373,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;"><u>421,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">471,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">532,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">607,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">709,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">829,000円</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	<u>373,000円</u>	2	<u>421,000円</u>	3	471,000円	4	532,000円	5	607,000円	6	709,000円	7	829,000円
号給	給料月額																																
1	<u>372,000円</u>																																
2	<u>420,000円</u>																																
3	471,000円																																
4	532,000円																																
5	607,000円																																
6	709,000円																																
7	829,000円																																
号給	給料月額																																
1	<u>373,000円</u>																																
2	<u>421,000円</u>																																
3	471,000円																																
4	532,000円																																
5	607,000円																																
6	709,000円																																
7	829,000円																																
<p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第8条 (略)</p>	<p>(給与条例の適用除外)</p> <p>第8条 (略)</p>																																

<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及びかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年かすみがうら市条例第15号)第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」及び「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>	<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及びかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年かすみがうら市条例第15号)第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」及び「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>
	<p style="text-align: center;">附 則 <u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(費用弁償) 第5条 (略) 2～11 (略)</p> <p>12 前2項に規定する費用弁償は、通勤の事実があった日の属する月の翌月の報酬支給日に支給する。</p>	<p>(費用弁償) 第5条 (略) 2～11 (略)</p> <p>12 前項の規定により費用弁償の支給を受ける者が高速自動車国道を利用することにより通勤事情の改善に資すると認められる場合は、その利用に係る料金の2分の1に相当する額を、前項に規定する額に加算して支給することができる。ただし、1箇月当たり20,000円を限度とする。</p> <p>13 前3項に規定する費用弁償は、通勤の事実があった日の属する月の翌月の報酬支給日に支給する。</p>
	<p style="text-align: center;">附 則 <u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>

【改正前】

別表第1(第2条、第5条、第6条関係)

職名		報酬			旅費			
執行 機関		年額	月額	日額	車賃(1 キロメ ートル につき)	日当(1 日につ き)	宿泊料 (1夜に つき)	食卓料 (1夜に つき)
	(略)							
附属 機関	(略)							
機関	公民館運営審議会委員			7,500	37	2,100	12,500	2,100
補助 機関	(略)							
消費生活 相談員	週4日の勤 務		120,000		37	2,100	12,500	2,100
	週4日未満 の勤務			7,500	37	2,100	12,500	2,100
(略)								

備考

1～8 (略)

9 学校生活相談員については、時間単位の勤務を行う場合の勤務1時間当たりの額は
1,250円とする

10～12 (略)

【改正後】

別表第1(第2条、第5条、第6条関係)

職名		報酬			旅費			
執行 機関		年額	月額	日額	車賃(1 キロメ ートル につき)	日当(1 日につ き)	宿泊料 (1夜に つき)	食卓料 (1夜に つき)
	(略)							
附属 機関	(略)							
機関	公民館運営審議会委員			7,500	37	2,100	12,500	2,100
	消防施設等整備検討 委員会委員			7,500	37	2,100	12,500	2,100
補助 機関	(略)							
消費生活 相談員	週4日の勤 務		120,000		37	2,100	12,500	2,100

	週4日未満 の勤務		7,500	37	2,100	12,500	2,100
	土木技術指導員		8,750	37	2,100	12,500	2,100
(略)							

備考

1～8 (略)

9 学校生活相談員**及び土木技術指導員**については、時間単位の勤務を行う場合の勤務1時間当たりの額は1,250円とする

10～12 (略)

【改正前】

別表第4(第5条関係)

職名	区分(片道距離)	日額	月限度額
生活保護相談員、生活保護就労支援員、主任介護支援専門員、介護支援専門員、主任家庭児童相談員、家庭児童相談員、母子・父子自立支援員、ハートフル相談員、環境保全監視員、消費生活相談員、学校生活相談員及び社会教育指導員、社会教育指導員及び小中学校非常勤講師	2キロメートル以上5キロメートル未満	円 100	円 2,000
	5キロメートル以上10キロメートル未満	200	4,200
	10キロメートル以上15キロメートル未満	340	7,100
	15キロメートル以上20キロメートル未満	480	10,000
	20キロメートル以上25キロメートル未満	610	12,900
	25キロメートル以上	750	15,800

【改正後】

別表第4(第5条関係)

職名	区分(片道距離)	日額	月限度額
生活保護相談員、生活保護就労支援員、主任介護支援専門員、介護支援専門員、主任家庭児童相談員、家庭児童相談員、母子・父子自立支援員、ハートフル相談員、環境保全監視員、消費生活相談員、 土木技術指導	2キロメートル以上5キロメートル未満	円 100	円 2,000
	5キロメートル以上10キロメートル未満	200	4,200
	10キロメートル以上15キロメートル未満	340	7,100
	15キロメートル以上20キロメートル未満	480	10,000

員、学校生活相談員及び社会教育指導員、社会教育指導員及び小中学校非常勤講師	20キロメートル以上25キロメートル未満	610	12,900
	25キロメートル以上 <u>30キロメートル未満</u>	750	15,800
	<u>30キロメートル以上35キロメートル未満</u>	<u>890</u>	<u>18,700</u>
	<u>35キロメートル以上40キロメートル未満</u>	<u>1,030</u>	<u>21,600</u>
	<u>40キロメートル以上45キロメートル未満</u>	<u>1,160</u>	<u>24,400</u>
	<u>45キロメートル以上50キロメートル未満</u>	<u>1,250</u>	<u>26,200</u>
	<u>50キロメートル以上55キロメートル未満</u>	<u>1,330</u>	<u>28,000</u>
	<u>55キロメートル以上60キロメートル未満</u>	<u>1,420</u>	<u>29,800</u>
	<u>60キロメートル以上</u>	<u>1,500</u>	<u>31,600</u>

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表
(第1条関係)

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上のもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の175」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上のもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職</p>

務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。	務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。
---	---

**かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表
(第2条関係)**

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上のもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上のもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>2 第1条の規定による改正後のかすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。</p> <p style="text-align: center;">(給与の内払)</p>

	<p>3 改正後の条例の規定を適用する場合に おいては、改正前のかすみがうら市特別 職の職員で常勤のものの給与及び旅費に 関する条例の規定に基づいて支給された 給与は、改正後の条例の規定による給与 の内払とみなす。</p>
--	--

かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表 (第1条関係)

改正前	改正後
<p>(勤勉手当) 第21条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第7項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の85</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の40</u>を乗じて得た額の総額 3～5 (略)</p>	<p>(勤勉手当) 第21条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第7項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の95</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>6月に支給する場合においては100分の40、12月に支給する場合においては100分の45</u>を乗じて得た額の総額 3～5 (略)</p>

<p>附 則</p> <p>1～6 (略)</p> <p>(特定減額職員に対する給与に関する特例措置)</p> <p>7 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>8 及び 9 (略)</p> <p>10 附則第 7 項の規定が適用される間、第 21 条第 2 項第 1 号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第 7 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に 100 分の 1.275 を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に 100 分の 85 を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1～6 (略)</p> <p>(特定減額職員に対する給与に関する特例措置)</p> <p>7 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>8 及び 9 (略)</p> <p>10 附則第 7 項の規定が適用される間、第 21 条第 2 項第 1 号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第 7 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に 6 月に支給する場合には 100 分の 1.275、12 月に支給する場合には 100 分の 1.425 を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に 6 月に支給する場合には 100 分の 85、12 月に支給する場合には 100 分の 95 を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。</p>
<p>別表第 2(第 5 条関係)</p> <p>行政職給料表 (略)</p>	<p>別表第 2(第 5 条関係)</p> <p>行政職給料表 (略)</p>
<p>別表第 3(第 5 条関係)</p> <p>消防職給料表 (略)</p>	<p>別表第 3(第 5 条関係)</p> <p>消防職給料表 (略)</p>

かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表 (第 2 条関係)

改正前	改正後
<p>第 12 条の 2 削除</p>	<p>(地域手当)</p> <p>第 12 条の 2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に勤務する職員に支給する。</p> <p>2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100 分の 20 を超えない範囲内で規則で定める割合</p>

<p>(期末手当)</p> <p>第 20 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条から第 20 条の 3 まで<u>及び附則第 7 項第 2 号</u>においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条<u>及び第 20 条の 3</u>においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員(第 24 条第 7 項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合<u>においては</u>100分の122.5、12月に支給する場合<u>においては</u>100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。<u>附則第 7 項第 2 号において同じ。</u>)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。</p> <p>5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員</p>	<p><u>を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第 20 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条から第 20 条の 3 までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条<u>及び第 20 条の 3 第 1 項</u>においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員(第 24 条第 7 項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合<u>には</u>100分の122.5、12月に支給する場合<u>には</u>100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当<u>並びにこれらに対する地域手当</u>の月額合計額とする。</p> <p>5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員</p>
--	---

<p>で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて 100 分の 15 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 (略)</p>	<p>で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて 100 分の 15 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6 (略)</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則第7項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該</p>

<p>職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第 7 項第 3 号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に 6 月に支給する場合においては 100 分の 85、12 月に支給する場合においては 100 分の 95 を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に 6 月に支給する場合においては 100 分の 40、12 月に支給する場合においては 100 分の 45 を乗じて得た額の総額</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。</p> <p>4 第 20 条第 5 項の規定は、第 2 項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第 5 項中「前項」とあるのは「第 21 条第 3 項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の 42.5を乗じて得た額の総額</p> <p>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額とする。</p> <p>4 第 20 条第 5 項の規定は、第 2 項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第 5 項中「前項」とあるのは「第 21 条第 3 項」と、「同項に規定する合計額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額」と読み替えるものとする。</p> <p>5 (略)</p>
<p>附 則</p> <p>1～6 (略)</p> <p>(特定減額職員に対する給与に関する特例措置)</p> <p>7 平成30年3月31日までの間、職員(次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給で</p>	<p>附 則</p> <p>1～6 (略)</p>

ないものに限る。以下この項及び次項において「特定減額職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定減額職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定減額職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定減額職員となった場合にあっては、特定減額職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定減額職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定減額職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定減額職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項、附則第9項及び第10項において「最低号給に達しない場合」という。)にあっては、当該特定減額職員の給料月額から当該特定減額職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第9項において「給料月額減額基礎額」という。))

(2) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定減額職員が受けるべき給料月額(第20条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該額に、当該額と同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定減額職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定減額職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じ

て得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定減額職員が受けるべき給料月額減額基礎額(同条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該額に、当該額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定減額職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定減額職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

(3) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定減額職員が受けるべき給料月額(第21条第4項において準用する第20条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該額に、当該額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第10項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定減額職員に支給される勤勉手当に係る第21条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定減額職員が受けるべき給料月額減額基礎額(同条第4項において準用する第20条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該額に、当該額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第10項において「勤勉手当減額基礎額」という。))に、当該特定減額職員に支給される勤勉手当に係る第21条第2項前段に規定

する割合を乗じて得た額)

(4) 第24条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 当該特定減額職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第24条第1項 前3号に定める額

イ 第24条第2項又は第3項 第1号及び第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第24条第4項 第1号に定める額に、同項の規定により当該特定減額職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第24条第5項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定減額職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ 第24条第7項 第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額(同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

給料表	職務の級
行政職給料表	6級
消防職給料表	6級

8 前項に規定するもののほか、特定減額職員以外の者が月の初日以外の日に特定減額職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

9 附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第13条から第16条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第17条の規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を

減じた額とする。

(1) 第17条の規定により算出した給与額

(2) 給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから第17条の規則で定める時間を減じたもの(以下この号において「総勤務時間数」という。)で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に12を乗じ、その額を総勤務時間数で除して得た額)

10 附則第7項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.275を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の85を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後のかすみがうら市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与(かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27

	<p><u>年条例第 13 号。以下「平成 27 年改正条例」という。）附則第 2 項から第 4 項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の給与条例の規定による給与（平成 27 年改正条例附則第 2 項から第 3 項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。</u></p> <p><u>（規則への委任）</u></p> <p><u>4 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>
--	--

かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表(かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 附則第 5 項関係)

改正前	改正後
<p><u>（給与条例附則第 7 項の規定により給料が減ぜられて支給される職員に関する読替え）</u></p> <p><u>3 給与条例附則第 7 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第 15 条第 3 項の規定の適用については、同項中「第 17 条」とあるのは、「附則第 9 項」とする。</u></p>	

かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表(かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 附則第 6 項関係)

改正前	改正後
<p><u>（給与条例附則第 7 項の規定により給料が減ぜられて支給される職員に関する読替え）</u></p> <p><u>3 かすみがうら市職員の給与に関する条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 46 号。以下「給与条例」という。）附則第 7 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第 11 条の規定の適用については、同項中「第 17 条」とあるのは、「附則第 9 項」とする。</u></p>	

かすみがうら市手数料条例 新旧対照表

改正前				改正後			
別表第2(第2条関係)				別表第2(第2条関係)			
事務	名称	区分	手数料	事務	名称	区分	手数料
(略)				(略)			
(2)	製造貯蔵所	(略)		(2)	製造貯蔵所	(略)	
消防法第11条第1項前段の規定による設置の許可の申請	貯蔵所	準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	53 0,0 00 円	消防法第11条第1項前段の規定による設置の許可の申請	貯蔵所	準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	57 0,0 00 円
	又は取扱所の設置許可申請の手数料	特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き屋根式	83 0,0 00 円		又は取扱所の設置許可申請の手数料	特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き屋根式	88 0,0 00 円
		危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1,0 10, 000 円			危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	1,0 70, 000 円
		危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1,1 20, 000 円			危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1,2 00, 000 円
		危険物の貯蔵最大数量が5	1,4 20,			危険物の貯蔵最大数量が5	1,5 20,

に 対 す る 審 査	特定屋 外タン ク貯蔵 所」とい う。)、 浮き蓋 付きの 特定屋 外貯蔵 タンク のうち 総務省 令で定 めるも のに係 る特定 屋外タ ンク貯 蔵所(以 下「浮き 蓋付特 定屋外 タンク 貯蔵所」 とい う。)及 び岩盤 タンク に係る 屋外タ ンク貯 蔵所を 除く。)	万キロリット ル以上10万キ ロリットル未 満のもの	<u>000</u> <u>円</u>	に 対 す る 審 査	特定屋 外タン ク貯蔵 所」とい う。)、 浮き蓋 付きの 特定屋 外貯蔵 タンク のうち 総務省 令で定 めるも のに係 る特定 屋外タ ンク貯 蔵所(以 下「浮き 蓋付特 定屋外 タンク 貯蔵所」 とい う。)及 び岩盤 タンク に係る 屋外タ ンク貯 蔵所を 除く。)	万キロリット ル以上10万キ ロリットル未 満のもの	<u>000</u> <u>円</u>
		危険物の貯蔵 最大数量が10 万キロリット ル以上20万キ ロリットル未 満のもの	<u>1,6</u> <u>60,000</u> <u>円</u>			危険物の貯蔵 最大数量が10 万キロリット ル以上20万キ ロリットル未 満のもの	<u>1,7</u> <u>80,000</u> <u>円</u>
		危険物の貯蔵 最大数量が20 万キロリット ル以上30万キ ロリットル未 満のもの	<u>3,8</u> <u>80,000</u> <u>円</u>			危険物の貯蔵 最大数量が20 万キロリット ル以上30万キ ロリットル未 満のもの	<u>4,0</u> <u>70,000</u> <u>円</u>
		危険物の貯蔵 最大数量が30 万キロリット ル以上40万キ ロリットル未 満のもの	<u>5,1</u> <u>00,000</u> <u>円</u>			危険物の貯蔵 最大数量が30 万キロリット ル以上40万キ ロリットル未 満のもの	<u>5,3</u> <u>40,000</u> <u>円</u>
		危険物の貯蔵 最大数量が40 万キロリット ル以上のもの	<u>6,2</u> <u>90,000</u> <u>円</u>			危険物の貯蔵 最大数量が40 万キロリット ル以上のもの	<u>6,4</u> <u>90,000</u> <u>円</u>
		浮き屋 根式特	危険物の貯蔵 最大数量が1,			<u>1,1</u> <u>30,</u>	浮き屋 根式特

定屋外 タンク 貯蔵所 及び浮 き蓋付 特定屋 外タン ク貯蔵 所	000キロリッ トル以上5,00 0キロリット ル未満のもの	<u>000</u> <u>円</u>	定屋外 タンク 貯蔵所 及び浮 き蓋付 特定屋 外タン ク貯蔵 所	000キロリッ トル以上5,00 0キロリット ル未満のもの	<u>000</u> <u>円</u>
	危険物の貯蔵 最大数量が5, 000キロリッ トル以上1万 キロリットル 未満のもの	<u>1,3</u> <u>40,</u> <u>000</u> <u>円</u>		危険物の貯蔵 最大数量が5, 000キロリッ トル以上1万 キロリットル 未満のもの	<u>1,4</u> <u>10,</u> <u>000</u> <u>円</u>
	危険物の貯蔵 最大数量が1 万キロリット ル以上5万キ ロリットル未 満のもの	<u>1,5</u> <u>00,</u> <u>000</u> <u>円</u>		危険物の貯蔵 最大数量が1 万キロリット ル以上5万キ ロリットル未 満のもの	<u>1,5</u> <u>80,</u> <u>000</u> <u>円</u>
	危険物の貯蔵 最大数量が5 万キロリット ル以上10万キ ロリットル未 満のもの	<u>1,8</u> <u>30,</u> <u>000</u> <u>円</u>		危険物の貯蔵 最大数量が5 万キロリット ル以上10万キ ロリットル未 満のもの	<u>1,9</u> <u>40,</u> <u>000</u> <u>円</u>
	危険物の貯蔵 最大数量が10 万キロリット ル以上20万キ ロリットル未 満のもの	<u>2,1</u> <u>40,</u> <u>000</u> <u>円</u>		危険物の貯蔵 最大数量が10 万キロリット ル以上20万キ ロリットル未 満のもの	<u>2,2</u> <u>60,</u> <u>000</u> <u>円</u>
危険物の貯蔵 最大数量が20 万キロリット ル以上30万キ ロリットル未 満のもの	<u>4,3</u> <u>50,</u> <u>000</u> <u>円</u>	危険物の貯蔵 最大数量が20 万キロリット ル以上30万キ ロリットル未 満のもの	<u>4,5</u> <u>50,</u> <u>000</u> <u>円</u>		

				危険物の貯蔵 最大数量が30 万キロリット ル以上40万キ ロリットル未 満のもの	<u>5,5</u> <u>70,</u> <u>000</u> <u>円</u>				危険物の貯蔵 最大数量が30 万キロリット ル以上40万キ ロリットル未 満のもの	<u>5,8</u> <u>20,</u> <u>000</u> <u>円</u>		
				危険物の貯蔵 最大数量が40 万キロリット ル以上のもの	<u>6,7</u> <u>70,</u> <u>000</u> <u>円</u>				危険物の貯蔵 最大数量が40 万キロリット ル以上のもの	<u>7,0</u> <u>70,</u> <u>000</u> <u>円</u>		
		岩盤タ ンクに 係る屋 外タン ク貯蔵 所		危険物の貯蔵 最大数量が40 万キロリット ル未満のもの	<u>5,7</u> <u>50,</u> <u>000</u> <u>円</u>			岩盤タ ンクに 係る屋 外タン ク貯蔵 所	危険物の貯蔵 最大数量が40 万キロリット ル未満のもの	<u>5,9</u> <u>30,</u> <u>000</u> <u>円</u>		
				危険物の貯蔵 最大数量が40 万キロリット ル以上50万キ ロリットル未 満のもの	<u>7,2</u> <u>50,</u> <u>000</u> <u>円</u>				危険物の貯蔵 最大数量が40 万キロリット ル以上50万キ ロリットル未 満のもの	<u>7,4</u> <u>70,</u> <u>000</u> <u>円</u>		
				危険物の貯蔵 最大数量が50 万キロリット ル以上のもの	<u>10,</u> <u>70,</u> <u>0,0</u> <u>00</u> <u>円</u>				危険物の貯蔵 最大数量が50 万キロリット ル以上のもの	<u>10,</u> <u>90,</u> <u>0,0</u> <u>00</u> <u>円</u>		
			(略)						(略)			
			(略)						(略)			
(5)	消 防 法 第 1 1	完 成 検 査 前 地 盤	(略)	危険物の貯蔵最大数量 が1,000キロリットル ・以上5,000キロリット ル未満の特定屋外タン ク貯蔵所	<u>41</u> <u>0,0</u> <u>00</u> <u>円</u>		(5)	消 防 法 第 1 1	完 成 検 査 前 地 盤	(略)	危険物の貯蔵最大数量 が1,000キロリットル ・以上5,000キロリット ル未満の特定屋外タン ク貯蔵所	<u>42</u> <u>0,0</u> <u>00</u> <u>円</u>

条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ る 設 置 の 許 可 に 係 る 完 成 検 査 前 検 査 の 実 施	査 手 数 料 （ 設 置 ）	検 査	危険物の貯蔵最大数量	<u>54</u>	条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ る 設 置 の 許 可 に 係 る 完 成 検 査 前 検 査 の 実 施	査 手 数 料 （ 設 置 ）	検 査	危険物の貯蔵最大数量	<u>56</u>
			が5,000キロリットル	<u>0,0</u>				が5,000キロリットル	<u>0,0</u>
			以上1万キロリットル	<u>00</u>				以上1万キロリットル	<u>00</u>
			未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>円</u>				未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>円</u>
			危険物の貯蔵最大数量	<u>70</u>				危険物の貯蔵最大数量	<u>73</u>
			が1万キロリットル以	<u>0,0</u>				が1万キロリットル以	<u>0,0</u>
			上5万キロリットル未	<u>00</u>				上5万キロリットル未	<u>00</u>
			満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>円</u>				満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>円</u>
危険物の貯蔵最大数量	<u>92</u>	危険物の貯蔵最大数量	<u>96</u>						
が5万キロリットル以	<u>0,0</u>	が5万キロリットル以	<u>0,0</u>						
上10万キロリットル未	<u>00</u>	上10万キロリットル未	<u>00</u>						
満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>円</u>	満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>円</u>						
危険物の貯蔵最大数量	<u>1,0</u>	危険物の貯蔵最大数量	<u>1,0</u>						
が10万キロリットル以	<u>40,</u>	が10万キロリットル以	<u>90,</u>						
上20万キロリットル未	<u>000</u>	上20万キロリットル未	<u>000</u>						
満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>円</u>	満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>円</u>						
危険物の貯蔵最大数量	<u>1,6</u>	危険物の貯蔵最大数量	<u>1,6</u>						
が20万キロリットル以	<u>00,</u>	が20万キロリットル以	<u>60,</u>						
上30万キロリットル未	<u>000</u>	上30万キロリットル未	<u>000</u>						
満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>円</u>	満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>円</u>						
危険物の貯蔵最大数量	<u>1,8</u>	危険物の貯蔵最大数量	<u>1,9</u>						
が30万キロリットル以	<u>20,</u>	が30万キロリットル以	<u>00,</u>						
上40万キロリットル未	<u>000</u>	上40万キロリットル未	<u>000</u>						
満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>円</u>	満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>円</u>						
危険物の貯蔵最大数量	<u>2,0</u>	危険物の貯蔵最大数量	<u>2,1</u>						
が40万キロリットル以	<u>30,</u>	が40万キロリットル以	<u>20,</u>						
上の特定屋外タンク貯蔵所	<u>000</u>	上の特定屋外タンク貯蔵所	<u>000</u>						
	<u>円</u>		<u>円</u>						

溶接部検査	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>49</u> <u>0,0</u> <u>00</u> 円	溶接部検査	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>53</u> <u>0,0</u> <u>00</u> 円
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>63</u> <u>0,0</u> <u>00</u> 円		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>68</u> <u>0,0</u> <u>00</u> 円
	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>99</u> <u>0,0</u> <u>00</u> 円		危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,0</u> <u>30,</u> <u>000</u> 円
	危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,3</u> <u>10,</u> <u>000</u> 円		危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,4</u> <u>10,</u> <u>000</u> 円
	危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,7</u> <u>20,</u> <u>000</u> 円		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,7</u> <u>80,</u> <u>000</u> 円
	危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>3,3</u> <u>20,</u> <u>000</u> 円		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>3,4</u> <u>30,</u> <u>000</u> 円
	危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>4,0</u> <u>60,</u> <u>000</u> 円		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>4,1</u> <u>90,</u> <u>000</u> 円

			蔵所				蔵所		
			危険物の貯蔵最大数量 が40万キロリットル以 上の特定屋外タンク貯 蔵所	<u>4,6</u> <u>50,</u> <u>000</u> 円			危険物の貯蔵最大数量 が40万キロリットル以 上の特定屋外タンク貯 蔵所	<u>4,8</u> <u>00,</u> <u>000</u> 円	
		岩 盤 タ ン ク 検 査	危険物の貯蔵最大数量 が40万キロリットル未 満の屋外タンク貯蔵所	<u>9,1</u> <u>00,</u> <u>000</u> 円		岩 盤 タ ン ク 検 査	危険物の貯蔵最大数量 が40万キロリットル未 満の屋外タンク貯蔵所	<u>9,3</u> <u>20,</u> <u>000</u> 円	
			危険物の貯蔵最大数量 が40万キロリットル以 上50万キロリットル未 満の屋外タンク貯蔵所	<u>12,</u> <u>40</u> <u>0,0</u> 円			危険物の貯蔵最大数量 が40万キロリットル以 上50万キロリットル未 満の屋外タンク貯蔵所	<u>12,</u> <u>60</u> <u>0,0</u> 円	
			危険物の貯蔵最大数量 が50万キロリットル以 上の屋外タンク貯蔵所	<u>17,</u> <u>00</u> <u>0,0</u> 円			危険物の貯蔵最大数量 が50万キロリットル以 上の屋外タンク貯蔵所	<u>17,</u> <u>30</u> <u>0,0</u> 円	
(略)					(略)				
(6)	消 防 法 第 1 4 条 の 3 第 1 項 又 は	保 安 検 査 手 続 料 の 貯 蔵 所 (岩 盤 タ ン ク)	危険物の貯蔵最大数量 が1,000キロリットル 以上5,000キロリット ル未満のもの	<u>31</u> <u>0,0</u> <u>00</u> 円	(6)	消 防 法 第 1 4 条 の 3 第 1 項 又 は	特 定 屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所 (岩 盤 タ ン ク)	危険物の貯蔵最大数量 が1,000キロリットル 以上5,000キロリット ル未満のもの	<u>32</u> <u>0,0</u> <u>00</u> 円
			危険物の貯蔵最大数量 が5,000キロリットル 以上1万キロリットル 未満のもの	<u>43</u> <u>0,0</u> <u>00</u> 円				危険物の貯蔵最大数量 が5,000キロリットル 以上1万キロリットル 未満のもの	<u>46</u> <u>0,0</u> <u>00</u> 円
			危険物の貯蔵最大数量 が1万キロリットル以 上5万キロリットル未 満のもの	<u>72</u> <u>0,0</u> <u>00</u> 円				危険物の貯蔵最大数量 が1万キロリットル以 上5万キロリットル未 満のもの	<u>75</u> <u>0,0</u> <u>00</u> 円
			危険物の貯蔵最大数量 が5万キロリットル以	<u>96</u> <u>0,0</u>				危険物の貯蔵最大数量 が5万キロリットル以	<u>1,0</u> <u>20,</u>

第2項の規定による保安に関する検査の実施	ンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	上10万キロリットル未満のもの	<u>00</u> <u>円</u>	第2項の規定による保安に関する検査の実施	ンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	上10万キロリットル未満のもの	<u>000</u> <u>円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>1,2</u> <u>10,000</u> <u>円</u>			危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>1,3</u> <u>00,000</u> <u>円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	<u>2,9</u> <u>50,000</u> <u>円</u>			危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	<u>3,1</u> <u>50,000</u> <u>円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	<u>3,6</u> <u>20,000</u> <u>円</u>			危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	<u>3,8</u> <u>70,000</u> <u>円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	<u>4,1</u> <u>70,000</u> <u>円</u>			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	<u>4,4</u> <u>60,000</u> <u>円</u>
	岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	<u>2,6</u> <u>60,000</u> <u>円</u>		岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	<u>2,6</u> <u>90,000</u> <u>円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの	<u>3,1</u> <u>90,000</u> <u>円</u>			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの	<u>3,2</u> <u>30,000</u> <u>円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの	<u>4,7</u> <u>90,000</u> <u>円</u>			危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの	<u>4,8</u> <u>30,000</u> <u>円</u>

所 (略)	所 (略)
(略)	(略)
附 則 <u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u>	

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「特例法人」とは、市内に事務所又は事業所(製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、小売業その他規則で定める事業の用に供するものに限る。ただし、これらのうち規則で定める適用を除外する事業については除く。以下「事務所等」という。)の<u>新設又は増設(合併、分割その他規則で定める事由によるものでないものであって、次に掲げるものに限る。)をした法人をいう。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>規則で定めるところにより算定した当該法人の従業者(市内在住者であって雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者(同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。)に限る。)を5人以上増加させるもの。ただし、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定める中小企業者による増設にあつては3人以上とする。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「特例法人」とは、市内に事務所又は事業所(製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、小売業その他規則で定める事業の用に供するものに限る。ただし、これらのうち規則で定める適用を除外する事業については除く。以下「事務所等」という。)の<u>新增設をした法人であつて、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第24条に基づく国の確認を受けた承認地域経済牽引事業計画を行う承認地域経済牽引事業者をいう。</u></p> <p>2 <u>この条例において「新增設」とは、合併、分割その他規則で定める事由によるものでないものであって、規則で定めるところ</u></p>

2 この条例において「特例資産」とは、特例法人が当該事務所等の新設又は増設(以下「**新增設**」という。)により取得し、及び所有する固定資産(当該特例法人と実質的に同一と認められる法人であって規則で定めるものが取得し、及び所有する固定資産を含む。)のうち、次に掲げるものをいう。

(1)～(3) (略)

3～6 (略)

(課税免除)

第4条 特例資産に対しては、市税条例の規定にかかわらず、事務所等の**新增設**をした日の属する年の翌年(当該日が1月1日である場合においては当該日の属する年)の4月1日の属する年度(以下「**第1年度**」という。)から、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)に基づく基本計画に定める**同意企業立地重点促進区域**については5年度分、**その他の区域**については3年度分の固定資産税に限り、固定資産税を課さない。ただし、当該

により算定した当該法人の従業者(市内在住者であって雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者(同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。))に限る。)を5人以上増加させる新設又は増設(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定める中小企業者による新設又は増設にあつては3人以上増加させるもの)をいう。

3 この条例において「特例資産」とは、特例法人が当該事務所等の**新增設**により取得し、及び所有する固定資産(当該特例法人と実質的に同一と認められる法人であって規則で定めるものが取得し、及び所有する固定資産を含む。)のうち、次に掲げるものをいう。

(1)～(3) (略)

(4) 第1号から第3号までの取得価額の合計が1億円以上

4～7 (略)

(課税免除)

第4条 特例資産に対しては、市税条例の規定にかかわらず、事務所等の**新增設**をした日の属する年の翌年(当該日が1月1日である場合においては当該日の属する年)の4月1日の属する年度(以下「**第1年度**」という。)から、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく基本計画に定める**重点促進区域**については5年度分、**促進区域**については3年度分の固定資産税に限り、固定資産税を課さない。ただし、当該特例資産について第1年度の翌年度以降の各年度

	<p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>
--	---

かすみがうら市後期高齢者医療に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(同項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際市内に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際市内に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際市内に住所を有していた被保険者</p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(法第55条第1項)に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(法第55条第1項)に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際市内に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際市内に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際市内に住所を有していた被保険者</p> <p>(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定</p>

	<u>により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者</u>
<p>附 則 <u>(施行期日)</u></p> <p>第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この条例は、平成20年4月1日から施行する。</p>
<p><u>(平成20年度における被扶養者であった被保険者にかかる保険料の徴収の特例)</u></p> <p>第2条 <u>平成20年度における被扶養者であった被保険者(法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。)</u>に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、<u>第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</u></p> <p><u>第4期</u> 10月1日から同月31日まで <u>第5期</u> 11月1日から同月30日まで <u>第6期</u> 12月1日から同月31日まで <u>第7期</u> 1月1日から同月31日まで <u>第8期</u> 2月1日から同月28日まで</p> <p>2 <u>平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合には、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10月1日以降における市長が別に定める時期とする」とする。</u></p>	
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>

かすみがうら市国民健康保険条例 新旧対照表

改正前	改正後
目次 第1章 <u>市が行う国民健康保険</u> (第1条)	目次 第1章 <u>市が行う国民健康保険の事務</u> (第1

<p>第2章 国民健康保険運営協議会 (第2条)</p> <p>第3章～第9章 (略)</p> <p>附則</p>	<p>条)</p> <p>第2章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会 (第2条)</p> <p>第3章～第9章 (略)</p> <p>附則</p>
<p>第1章 市が行う国民健康保険</p>	<p>第1章 市が行う国民健康保険の事務</p>
<p>(市が行う国民健康保険)</p> <p>第1条 市が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p>	<p>(市が行う国民健康保険の事務)</p> <p>第1条 市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p>
<p>第2章 国民健康保険運営協議会</p> <p>(国民健康保険運営協議会の委員の定数)</p> <p>第2条 国民健康保険運営協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>第2章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会</p> <p>(市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数)</p> <p>第2条 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>(かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)</p> <p>2 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第43号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第1附属機関の部中「国民健康保険運営協議会委員」を「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員」に改める。</p>

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表(かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例 附則第2項関係)

【改正前】

別表第1(第2条、第5条、第6条関係)

職名		報酬			旅費				
		年額	月額	日額	車賃(1キロメートルにつき)	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)	食卓料(1夜につき)	
執行 機関									
	(略)								
附属 機関	(略)								
	国民健康保険運営協議会委員	会長			8,000	37	2,100	12,500	2,100
		委員			7,500	37	2,100	12,500	2,100
	(略)								
補助 機関	(略)								

備考 (略)

【改正後】

別表第1(第2条、第5条、第6条関係)

職名		報酬			旅費				
		年額	月額	日額	車賃(1キロメートルにつき)	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)	食卓料(1夜につき)	
執行 機関									
	(略)								
附属 機関	(略)								
	市の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員	会長			8,000	37	2,100	12,500	2,100
		委員			7,500	37	2,100	12,500	2,100
	(略)								
補助 機関	(略)								

備考 (略)

かすみがうら市国民健康保険税条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 <u>前条の世帯主に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金の納付に要する費用を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税をいう。以下同じ。)、後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)、並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。))の合算額とする。</u></p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 <u>前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</u></p> <p>(1) <u>基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、</u></p>

県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(2) 後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。

<p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。</p>	<p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第10条及び第27条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第10条及び第27条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世</p>

<p>する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第10条及び第27条において同じ。)以外の世帯 2万円</p> <p>(2)及び(3) (略)</p>	<p>帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第10条及び第27条において同じ。)以外の世帯 2万円</p> <p>(2)及び(3) (略)</p>
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後のかすみがうら市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>

かすみがうら市介護保険条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 32,400円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 48,600円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 48,600円</p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 58,300円</p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 64,800円</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 31,800円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 47,700円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 47,700円</p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 57,200円</p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 63,600円</p>

00円

- (6) 次のいずれかに該当する者 **77,700円**
イ 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ (略)

- (7) 次のいずれかに該当する者 **84,200円**
イ 合計所得金額が**190万円**未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ (略)

- (8) 次のいずれかに該当する者 **97,200円**
イ 合計所得金額が**290万円**未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ (略)

- (9) 次のいずれかに該当する者 **110,100**

円

イ及びロ (略)

- (10) 次のいずれかに該当する者 **116,600**

円

イ及びロ (略)

- (11) 前各号のいずれにも該当しない者 **136,000円**

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の**平成27年度から平成29年度まで**の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、**29,160円**とする。

00円

- (6) 次のいずれかに該当する者 **76,300円**
イ 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から**令第38条第4項に規定する**特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ (略)

- (7) 次のいずれかに該当する者 **82,600円**
イ 合計所得金額が**200万円**未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ (略)

- (8) 次のいずれかに該当する者 **95,400円**
イ 合計所得金額が**300万円**未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ (略)

- (9) 次のいずれかに該当する者 **108,100**

円

イ及びロ (略)

- (10) 次のいずれかに該当する者 **114,400**

円

イ及びロ (略)

- (11) 前各号のいずれにも該当しない者 **133,500円**

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の**平成30年度から平成32年度まで**の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、**28,620円**とする。

<p>第18条 市は、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主、その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者に対し10万円以下の過料を科する。</p>	<p>第18条 市は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主、その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者に対し10万円以下の過料を科する。</p>
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後のかすみがうら市介護保険条例第4条の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p>

かすみがうら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 第1条関係)

改正前	改正後
<p>(認知症対応型通所介護の基本方針)</p> <p>第6条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護(「指定認知症対応型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下この条において同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能</p>	<p>(認知症対応型通所介護の基本方針)</p> <p>第6条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護(「指定認知症対応型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下この条において同じ。)が可能な限りその居宅において、そ</p>

<p>力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p>	<p>の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p>
--	---

かすみがうら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 新旧対照表(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 第2条関係)

改正前	改正後
<p>(介護予防認知症対応型通所介護の基本方針)</p> <p>第4条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護(「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業は、その認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下この条において同じ。)が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p>	<p>(介護予防認知症対応型通所介護の基本方針)</p> <p>第4条 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護(「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業は、その認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下この条において同じ。)が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p>

かすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(基本方針)</p> <p>第4条 (略)</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第4条 (略)</p>

<p>2及び(3) (略)</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p>	<p>2及び(3) (略)</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者</u>、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p>
<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成される<u>ものであること</u>等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成される<u>ものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)</u>等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p><u>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</u></p>

<p>3及び4 (略)</p> <p>5 <u>第3項第1号</u>の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>6 指定介護予防支援事業者は、<u>第3項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) <u>第3項</u>各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>7 (略)</p>	<p>4及び5 (略)</p> <p>6 <u>第4項第1号</u>の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>7 指定介護予防支援事業者は、<u>第4項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) <u>第4項</u>各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>8 (略)</p>
<p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(10)～(14) (略)</p>	<p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(10)～(14) (略)</p>

<p>(15)～(20) (略)</p> <p>(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を求めなければならない。</p> <p>(22)～(28) (略)</p>	<p><u>(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。</u></p> <p>(15)～(20) (略)</p> <p>(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(<u>次号及び第22号において</u>「主治の医師等」という。)の意見を求めなければならない。</p> <p><u>(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。</u></p> <p>(22)～(28) (略)</p>
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>

かすみがうら市同意企業立地重点促進区域における緑地面積率等を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p><u>かすみがうら市同意企業立地重点促進区域における緑地面積率等を定める条例</u></p>	<p><u>かすみがうら市重点促進区域における緑地面積率等を定める条例</u></p>
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律</u>(平成19年法律第40号。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、本市における<u>同意企業立地重点</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律</u>(平成19年法律第40号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、本市における<u>重点促進区域</u>における製造</p>

<p>促進区域における製造業等に係る工場又は事業場の緑地面積率等について、工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項の規定により公表された工場立地に関する準則(平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。)に代えて適用すべき準則を定めるものとする。</p>	<p>業等に係る工場又は事業場の緑地面積率等について、工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項の規定により公表された工場立地に関する準則(平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。)に代えて適用すべき準則を定めるものとする。</p>																
<p>(緑地面積率等) 第3条 同意企業立地重点促進区域における緑地面積率等は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="284 790 783 1133"> <tr> <td>区域の種別</td> <td>同意企業立地重点促進区域名</td> <td>緑地の面積の敷地面積に対する割合</td> <td>環境施設の面積の敷地面積に対する割合</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	区域の種別	同意企業立地重点促進区域名	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(緑地面積率等) 第3条 重点促進区域における緑地面積率等は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="863 790 1362 1133"> <tr> <td>区域の種別</td> <td>重点促進区域名</td> <td>緑地の面積の敷地面積に対する割合</td> <td>環境施設の面積の敷地面積に対する割合</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	区域の種別	重点促進区域名	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合	(略)	(略)	(略)	(略)
区域の種別	同意企業立地重点促進区域名	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合														
(略)	(略)	(略)	(略)														
区域の種別	重点促進区域名	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合														
(略)	(略)	(略)	(略)														
<p style="text-align: center;">附 則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>																	

かすみがうら市企業立地促進条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(企業の指定要件) 第5条 (略) (1)～(6) (略) (7) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)第14条の規定に基づく企業立地計画を作成し同条第3項に基づき茨城県知事の承認を得ていること又は同法第16条の規定に基づく事業高度化計画を作成し同条第3項に基づき茨城県知事の承認を得ていること。</p>	<p>(企業の指定要件) 第5条 (略) (1)～(6) (略) (7) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第13条の規定に基づく地域経済牽引事業計画を作成し同条第4項に基づき茨城県知事の承認を得ていること。</p>
附 則	附 則

<p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(条例の失効)</p> <p>2 この条例は、平成32年3月31日限りその効力を失う。ただし、その日までに第6条の規定による申請を行ったものについては、なおその効力を有する。</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(条例の失効)</p> <p>2 この条例は、平成35年3月31日限りその効力を失う。ただし、その日までに第6条の規定による申請を行ったものについては、なおその効力を有する。</p>
	<p align="center">附 則</p> <p align="center"><u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>

かすみがうら市生産物直売所の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正前		改正後	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 直売所の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 直売所の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
かすみがうら市生産物直売所	かすみがうら市坂4784番地先	かすみがうら市活性化センター生産物直売所	かすみがうら市宍倉6343番地2
かすみがうら市活性化センター生産物直売所	かすみがうら市宍倉6343番地2		
		附 則	
		<u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u>	

かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(施設)	(施設)
第4条 交流センターに、次の施設を設ける。 (1)～(3) (略)	第4条 交流センターに、次の施設を設ける。 (1)～(3) (略)
(使用の許可)	(使用の許可)
第7条 第4条 の施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用許可を受けた事項を変更し	第7条 第4条(第4号を除く。) の施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。使用許可を受け

<p>ようとするときも同様とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>た事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 (略)</p>																					
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第17条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次条に定める<u>調理実習室の使用に係る使用料(以下「利用料金」という。)</u>の徴収、免除及び返還に関する業務</p> <p>(7) (略)</p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第17条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次条に定める<u>利用料金</u>の徴収、免除及び返還に関する業務</p> <p>(7) (略)</p>																					
<p>(利用料金制)</p> <p>第18条 市長は、第16条の規定により交流センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、<u>利用料金</u>を指定管理者の収入として収受させることができる。</p>	<p>(利用料金制)</p> <p>第18条 市長は、第16条の規定により交流センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、<u>交流センターの使用に係る使用料(以下「利用料金」という。)</u>を指定管理者の収入として収受させることができる。</p>																					
<p>別表(第10条関係)</p> <table border="1" data-bbox="236 1142 788 1406"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直売所</td> <td>月額 36,000円</td> <td>必要経費は使用者負担</td> </tr> <tr> <td>食堂</td> <td>月額 42,000円</td> <td>必要経費は使用者負担</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 <u>使用</u>を開始する日又は使用を終了する日が月の中途の場合は、当該日の属する月の使用料は、日割計算した額とする。ただし、当該日割計算した額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。</p>	区分	使用料	備考	直売所	月額 36,000円	必要経費は使用者負担	食堂	月額 42,000円	必要経費は使用者負担	<p>別表(第10条関係)</p> <table border="1" data-bbox="807 1142 1356 1514"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直売所</td> <td>月額 36,000円</td> <td>必要経費は使用者負担</td> </tr> <tr> <td>食堂</td> <td>月額 42,000円</td> <td>必要経費は使用者負担</td> </tr> <tr> <td><u>シャワ</u> <u>二室</u></td> <td><u>15分当たり 200円</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 <u>直売所又は食堂の使用</u>を開始する日又は使用を終了する日が月の中途の場合は、当該日の属する月の使用料は、日割計算した額とする。ただし、当該日割計算した額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。</p>	区分	使用料	備考	直売所	月額 36,000円	必要経費は使用者負担	食堂	月額 42,000円	必要経費は使用者負担	<u>シャワ</u> <u>二室</u>	<u>15分当たり 200円</u>	
区分	使用料	備考																				
直売所	月額 36,000円	必要経費は使用者負担																				
食堂	月額 42,000円	必要経費は使用者負担																				
区分	使用料	備考																				
直売所	月額 36,000円	必要経費は使用者負担																				
食堂	月額 42,000円	必要経費は使用者負担																				
<u>シャワ</u> <u>二室</u>	<u>15分当たり 200円</u>																					
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>																					

かすみがうら市火災予防条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>目次 第1章～第4章の2 (略) 第5章 雑則(第42条—第47条) 第6章 罰則(第48条・第49条) 附則</p>	<p>目次 第1章～第4章の2 (略) 第5章 雑則(第42条—第48条) 第6章 罰則(第49条・第50条) 附則</p>
<p>(タンクの水張検査等) 第46条 (略)</p>	<p>(タンクの水張検査等) 第46条 (略)</p>
	<p><u>(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)</u> <u>第47条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。</u> <u>2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</u> <u>3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。</u></p>
第47条 (略)	第48条 (略)
(罰則)	(罰則)
第48条 (略)	第49条 (略)
第49条 (略)	第50条 (略)
	<p><u>附 則</u> <u>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>

平成30年かすみがうら市議会第1回定例会

市長提出議案集

平成30年3月20日提出

かすみがうら市

目 次

1. 報告第 2 号 専決処分事項の報告について	
〈損害賠償の額の決定及び和解〉	…………… 1

報告第2号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年3月20日提出

かすみがうら市長 坪井 透

専 決 処 分 書

公用車の事故による示談書の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年3月13日

かすみがうら市長 坪 井 透

公用車の事故による示談の締結について

- 1 事故発生日時 平成30年1月30日（火）午後2時20分頃
- 2 事故発生場所 かすみがうら市深谷4120番地先
- 3 相手方 (住所) かすみがうら市深谷3384番地1
(氏名) 公益社団法人 かすみがうら市シルバー人材センター 理事長 安田 和夫
- 4 事故の概要 市道走行中に日陰で凍結していた箇所でスリップし、センターラインを越え対向車線走行中の相手方と衝突した。
- 5 損害賠償の額と和解の内容
 - (1) 損害賠償額 642,000円
 - (2) 損害賠償額を受領後は、その余の請求を放棄するとともに、この額以外に相互に何ら権利・義務関係のないことを確認し、今後裁判上・裁判外を問わず一切の異議の申立て、請求及び訴の提起等をしてしない。

平成30年かすみがうら市議会第1回定例会

市長提出議案集

〔追加提出〕

平成30年3月20日提出

かすみがうら市

目 次

1. 議案第 40 号 平成 29 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）
..... 1

議案第40号

平成29年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）

平成29年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,075,290千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

平成30年3月20日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
8 自動車取得税交付金		30,000	7,000	37,000
	1 自動車取得税交付金	30,000	7,000	37,000
歳 入 合 計		17,068,290	7,000	17,075,290

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		6,219,550	7,000	6,226,550
	2 児 童 福 祉 費	2,451,501	7,000	2,458,501
歳 出	合 計	17,068,290	7,000	17,075,290

第 2 表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	やまゆり保育所管理運営事業	7,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,443,052	0	5,443,052
2 地 方 譲 与 税	235,000	0	235,000
3 利 子 割 交 付 金	5,000	0	5,000
4 配 当 割 交 付 金	28,000	0	28,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	15,000	0	15,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	644,000	0	644,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	110,000	0	110,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	30,000	7,000	37,000
9 地 方 特 例 交 付 金	15,000	0	15,000
10 地 方 交 付 税	3,650,000	0	3,650,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	7,171	0	7,171
12 分 担 金 及 び 負 担 金	215,889	0	215,889
13 使 用 料 及 び 手 数 料	54,084	0	54,084
14 国 庫 支 出 金	2,341,983	0	2,341,983
15 県 支 出 金	1,225,423	0	1,225,423
16 財 産 収 入	8,231	0	8,231
17 寄 附 金	1	0	1
18 繰 入 金	359,837	0	359,837
19 繰 越 金	756,706	0	756,706
20 諸 収 入	171,913	0	171,913
21 市 債	1,752,000	0	1,752,000
歳 入 合 計	17,068,290	7,000	17,075,290

5

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	143,195	0	143,195				
2 総 務 費	2,087,623	0	2,087,623				
3 民 生 費	6,219,550	7,000	6,226,550				7,000
4 衛 生 費	1,036,261	0	1,036,261				
5 労 働 費	24,107	0	24,107				
6 農 林 水 産 業 費	637,706	0	637,706				
7 商 工 費	322,188	0	322,188				
8 土 木 費	2,062,695	0	2,062,695				
9 消 防 費	1,054,817	0	1,054,817				
10 教 育 費	1,281,029	0	1,281,029				
11 災 害 復 旧 費	2	0	2				
12 公 債 費	2,169,117	0	2,169,117				
13 予 備 費	30,000	0	30,000				
歳 出 合 計	17,068,290	7,000	17,075,290				7,000

9

2 歳 入

(款) 8 自動車取得税交付金

(項) 1 自動車取得税交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 自動車取得税交付金	30,000	7,000	37,000	1 自動車取得税 交 付 金	7,000	自動車取得税交付金
計	30,000	7,000	37,000			

3 歳 出
 (款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
3 保育所費	447,095	7,000	454,095				7,000	15 工 事 請 負 費	7,000	05 やまゆり保育所管理運営事業 15 保育室空調機修繕工事	7,000 7,000
計	2,451,501	7,000	2,458,501				7,000				

平成30年かすみがうら市議会第1回定例会

市長提出議案集

〔追加提出〕

平成30年3月20日提出

かすみがうら市

目 次

1. 議案第 41 号 平成 29 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算
(第 3 号) 1

議案第41号

平成29年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成29年度かすみがうら市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

平成30年3月20日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 下水道費	1 下水道管理費	特定環境保全公共下水道維持事業	1,815

平成30年かすみがうら市議会第1回定例会

市長提出議案集

〔追加提出〕

平成30年3月20日提出

かすみがうら市

目 次

1. 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について	1
------------------------------	---

諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成30年3月20日提出

かすみがうら市長 坪井 透

氏名	生年月日	住所
坂本憲志	■■■■■■■■■■	かすみがうら市稲吉東■■■■■■■■■■
吉田忠弘	■■■■■■■■■■	かすみがうら市中志筑■■■■■■■■■■